

昭和 50 年度

林業の動向に関する年次報告

第 1 部 林業の動向

I 国民経済と森林・林業

II 林業の発展と林家の課題

1 林家の現状

2 林家の課題とその対応事例

3 政策的課題

III 林産物の需給と価格

1 木材の需給

(1) 需要部門の動向

(2) 木材の需要量及び供給量

(3) 丸太, 製品別需給動向

(4) 木材輸入

2 木材価格

(1) 概況

(2) 丸太, 製品別の価格動向

3 木材の流通加工

(1) 木材の流通

(2) 木材の加工

4 特用林産物の需給等

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

(1) 林産物の生産

(2) 育 林

2 経営条件の動向

(1) 森林資源の整備

(2) 林業労働

(3) 林業資金

(4) 林業技術の開発と普及

3 林地の利用と林地価格の動向

(1) 林地利用の概況

(2) 林地価格の動向

4 経営体の動向

(1) 林 家

(2) 慣行共有

(3) 地方公共団体

(4) 国有林

(5) 森林組合

(6) 造林（林業）公社

(7) 森林開発公団

5 山村社会の動向

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

2 環境緑化

むすび

I 国民経済と森林・林業

(一般経済)

49年から50年にかけての我が国経済は、48年来の異常な物価高騰の収束、それに続く戦後最大の不況の克服過程にあり、経済の運営はこれまでの高度成長から安定成長へと転換することを基調として進められた。

49年においては、48年から持ち越された物価の異常な高騰を鎮静させるため、財政・金融の両面からの総需要抑制策及び「国民生活安定緊急措置法」による生活関連物資等の標準価格の設定、重要物資の値上げ事前了承制の実施等各種の個別物資の価格安定対策が積極的に講じられるなかで、物価は、49年秋以降鎮静化しはじめた。しかしながら、48年来の物価の異常な高騰や総需要抑制策の効果の浸透等のなかで、個人消費、民間住宅投資、民間設備投資等が減少し、不況過程が急速に進行した。

このような過程を経て、49年の国民総生産は、名目では132兆円（年度では136兆円）、実質（45年価格）では90兆円（年度でも90兆円）となり、前年に比べて、名目では19.3%増（年度では17.9%増）であったものの、実質では1.2%減（年度では0.2%減）と我が国経済は、戦後初めてのマイナス成長を経験することとなった。

一方、国際収支についてみると、黒字基調にあった貿易収支は、原油価格の大幅な上昇等から49年1月以降赤字となったが、輸出価格の上昇と輸出量の増大、輸入数量の減少が進んだため、49年6月以降は再び収支の均衡を取りもどし、その後は期を追って黒字幅を増大し、年間では14億ドル（年度では40億ドル）の黒字となった。しかし、貿易外収支及び長期資本収支が年間で赤字であったため、総合収支については年間では68億ドルの赤字（年度では34億ドルの赤字）を計上している。

50年に入ると、物価は卸売物価が50年1月から3月にかけて3ヵ月連続して前月を下回り、消費者物価も3月の対前年同月比14.2%の上昇と政府が物価抑制の目標としていた15%を下回り、その後も落ち着いた動きをみせている。経済活動については、前年来下落を続けてきた鉱工業生産指数及び鉱工業出荷指数が、3月頃から上昇に転ずる等の動きがみられたが、個人消費、民間住宅投資等の需要の盛り上がりは依然としてみられないため、経済活動は不活発な動きを示し、1～3月期頃から大幅減産や一時帰休を実施する企業が多くみられるようになった。

このような景気の後退に対処し、政府は、49年末に編成した大型補正予算を通じて、50年年初以降財政支出の増大による景気の下支えを図るとともに、50年2月から9月までの間に中小企業向け融資の拡充、住宅金融公庫貸付わくの増大、公共事業費の追加支出等を内容とする不況対策を4次にわたって実施し、また、4月から10月までに4回にわたって計2.5%の公定歩合の引下げを行う等、景気の浮揚に努めている。しかし、今回の不況が、戦

後最大の規模でかつ長期にわたっているため、景気の回復の足どりは極めて遅く、物価の安定と景気浮揚の目的を併せて達成するよう努めていくことが重要な課題となっている。以下、このような一般経済の動向のなかにおける林業経済の動きを概観しよう。(木材需要)木材需要部門の動きについて、まず、木材需要の大宗をなす建築部門の活動をみると、49年の新設住宅着工戸数は、史上最高を記録した前年とはうって変わり、年間では前年の31%減と激減して132万戸となり、44年の135万戸とほぼ同様の水準まで後退するというこれまでの不況時にもみられないような大幅な減少を示した。また、住宅建設の着工戸数を資金別にみると、公的資金によるものより民間資金によるものの減少が、利用関係別にみると持家よりも貸家や分譲住宅の減少が大きい。

50年に入ると、2月から9月までの間に4次にわたってとられた不況対策のなかで、住宅建設の促進策が講じられたこともあって、4~6月期には新設住宅着工戸数は前年同期を10%上回ったが、8月、9月は再び減少し、年間の新設住宅着工戸数は前年より3%増となっている。

以上のように、49年から50年にかけて住宅建設活動が低調であった要因としては、48年来の地価や建築費の高騰、実質所得の伸縮により、個人の住宅取得に当たっての金融依存度が高まってきたうえに、民間金融機関の住宅ローンが金融引締政策の影響を受けたこと等があり、特に、49年においては、価格要因の影響力の強い貸家が、建築費等の高騰により急激な落込みをみせたことが住宅建設戸数の減少の主たる要因となっている。

次に、木材需要量の約3割を占める紙パルプ産業については、48年の下期には産業用の板紙、印刷用紙等の需要が増大し、紙不足の状態がみられる等需給状況はまれにみるひっ迫を示したが、49年に入ると、産業活動の停滞等によって需要は一転して減少に転じ、パルプ、板紙、紙等製品出荷量の減少、在庫の増加がみられたため、49年秋以降は減産が行われるようになった。このような動きは、50年2月頃まで続き、3月には製品出荷量の増加、在庫量の減少等がみられたものの、その後の需要回復力が弱いため依然として減産が続いている。しかしながら、原料面についてみると、48年の紙不足時に紙パルプ原料の先行き不足見込みから紙パルプ産業が積極的に手当てしていた原木及びチップが、49年に入って工場あてに出荷され、このため、49年の工場入荷量は前年より増大している。以上のような需要部門の動向を背景として、49年の木材需要量は、用材については建築需要が大宗をなす製材用、合板用が前年の10%減、16%減と大きく減少し、パルプ用は15%増加し、薪炭材については1%減少し、総需要量(丸太換算)では、1億1,458万m³(うち用材1億1,304万m³)で前年より3.8%(用材では3.9%)減と、46年不況時にみられた減少率1.2%を上回る減少を示した。50年には、この減少割合は更に深まり、総需要量は、前年を大幅に下回るものと見込まれている。

(木材供給)

49年の木材供給の動向をみると、まず、国産材の総供給量は、4,030万 m³（うち用材 3,947万 m³）と前年より7%（用材では6%）の減少を示した。これを針葉樹・広葉樹別にみると、製材需要向けが大宗をなす針葉樹の生産は、48年において木材価格の上昇を背景に比較的順調であったスギ、ヒノキの生産が、建築用材需要の減退等を反映して前年より各々13%減少したのをはじめとして、アカマツ、クロマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ等の主要針葉樹の生産がいずれも減少し、総数では前年より11%減少した。広葉樹の生産は、48年秋以降に紙パルプ産業が積極的に手当てしたものが、49年に入って生産量の増大となって現れたため、製材、合板等の減少もあったが総供給量は前年とほぼ同量となった。

次に、外材供給量は、外材の主要な需要部門である製材及び合板需要が前述のように大幅に減退したこと等を反映して、総供給量は7,427万 m³（うち用材 7,357万 m³）と前年を2%（用材でも2%）下回ることとなった。

外材供給量を丸太・製品別にみると、丸太は、主要な外材であるラワン材、米材、ソ連材がいずれも減少し、総数では、4,845万 m³と前年より8%の減となり、外材供給量が顕著に増大しはじめた36年以降において、はじめて前年を下回った。

また、製材、木材チップ、合板等の製品についてみると、近年増加傾向にあった製材は、前年より8%減、合板は価格高騰から激増した前年輸入量の46%減となったのに対し、木材チップは長期契約に基づく輸入量の増大等から12%増加している。

50年の木材供給量については、1～11月の製材用国産丸太の工場入荷量が前年同期の4%減、外材供給量については、50年における丸太、製材及びチップの輸入量が前年より19%減、28%減、16%減と大幅な減少を示していることから、年間の総供給量は前年をかなり下回るものと考えられる。

次に、木材輸入をめぐる動きをみると、49年から50年にかけては、世界的な不況が進行するなかで、我が国と木材輸出国の間でこれまでとは異なった事態も数多く生じている。

すなわち、まず米国では、49年に入ると、国内の住宅建設活動が低迷し、年間では前年の34%減と急減し、我が国への木材輸出量の減少もあって米国内の木材需給は大幅に緩和し、木材市況は悪化した。また、米国から我が国への木材輸出については、連邦有林産の未加工材（丸太、割材等）の輸出を制限するワイアット・ハンセン法が51年9月末まで延長

され、丸太輸出については依然規制が続いているが、製材輸出については、我が国が49年8月枠組壁工法（ツー・バイ・フォー工法）を一般工法化したことを契機として、我が国への輸出増加の意欲が高まっている。

カナダにおいては、従来から丸太輸出を原則的に禁止し、製材輸出を行ってきたが、輸出量の8割を仕向けている米国の市況が悪化したこと等から林産業は不振に陥っている。こうしたなかで、同国の木材関係者は、米国と同様、我が国における枠組壁工法の一般工法化に伴って、我が国に対して枠組壁工法に拘るカナダの技術及び製品情報の提供その他の活動を積極化させる等、我が国への製材輸出意欲を高めている。

更に、ソビエト連邦においては、同国のシベリア及び極東地域では、現在第9次5ヵ年計画に基づき、同地域の総合開発の一環として森林開発を進めており、我が国でもこれら資源の開発に協力して計画的に木材の輸入を行ってきたが、49年から50年にかけては、我が国の木材市況の低迷から数量、価格に関する交渉が難航する等の状況がみられている。

次に、ラワン材の輸入に関してみると、インドネシア、フィリピン及びマレーシア（サバ州、サラワク州）は、もともと我が国への木材輸出の伸長によって林産業の発展を図ってきただけに、49年から50年にかけての我が国の木材輸入量の大幅な減少によって受けた経済的、社会的影響は極めて大きく、これら3国では、伐採事業所の閉鎖とこれに伴う現地労働者の雇用問題の発生等さまざまな事態が生じている。

こうしたなかで、これら3国の木材関係者の間に安定的な輸出を確保しようとする気運が高まり、49年から50年においてはこれら3国の民間企業によって組織された東南アジア木材生産者連合（SEALPA）の会議が数回にわたって開催され、我が国木材輸入関係者に対して、我が国の木材輸入見通しの提示を、求めるとともに、産地側の生産計画を示し、我が国の木材輸入関係者がこれに即し計画的な輸入を行うよう求める等の動きをみせている。

以上のように、49年から50年にかけての我が国の木材輸入量の減少は、東南アジアをはじめとする木材輸出国の経済に大きな影響を与えているが、同時に、輸出国側における丸太輸出から製品輸出への転換の動きや、丸太輸出量の制限、輸出価格の最低水準の検討の動きが活発化する等、我が国の従来の木材輸入のあり方に転換を求める動きが高まっている。このような状況のなかで、今後、我が国としては、国内の木材需給及び価格の安定に努めるとともに、国際協調を基本としつつ、輸入相手国の経済事情、木材需給動向、環境保全及び森林資源整備の要請に十分配慮した秩序ある輸入を推進することが重要であり、特に、開発途上国からの輸入に当たっては、国際協力事業団の活動等を通じこれらの国の森林資源の維

持造成、林業振興等に協力してその経済発展と福祉向上に寄与し、ひいては我が国の木材供給の安定化に資するよう努めることが必要となっている。

(木材価格)

49年から50年にかけての木材価格の推移を日本銀行「製材・木製品」価格指数(45年=100.0)の動きによってみると、価格指数は、48年末の石油需給のひっ迫を契機として48年12月から49年2月にかけて急上昇し、49年2月には182.3と47年末から48年初めにかけての急騰時におけるピークをも大幅に上回る水準に達した。しかし、その後は、住宅建設活動の急激な減少が続く、製品需要が減少したことから下落に転じ、49年11月には152.0となった。その後、50年1月までは、49年10月から輸入量が減少したこと、各流通段階で年末の在庫手当が進められたこと等から一時的に価格は若干上昇したが、実需要が依然として低調に推移したため、50年2月以降は若干の下落を伴いながらもほぼ横ばいで推移している。

また、丸太価格の動きについてみると、国産丸太価格は、品薄感があることや地方都市及びその周辺を中心に根強い国産材需要があることを背景として、49年4月から8月末までの間は上昇傾向にあったが、その後の実需要の落込みから下落に転じ、50年に入ると、国産材需要との関連の深い持家の建設量が一時的に増大したこと等もあって、6月までは上昇傾向を示し、その後は緩やかな下落傾向で推移するという輸入丸太価格とは異なる動きをみせている。

一方、輸入丸太の価格は、50年当初までは製材・木製品の価格とおおむね同様の動きを示してきたが、その後3月から10月までは下落を続けた。

このような木材価格の動きを卸売物価総平均との関連でみると、47年秋頃から卸売物価総平均指数を上回ってきた木材価格指数は、国産丸太については、その後50年11月まで卸売物価総平均指数を上回って推移したが、輸入丸太については49年6月以降、製材・木製品については10月以降それぞれ卸売物価総平均指数を下回っている。

(木材の流通加工)

木材の流通についてみると、49年以降の前述のような木材需要の不振、市況の悪化、低迷のなかで、各流通段階での取引量も減少し、木材流通業の業況は不振となり、例えば、中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、木材販売業(小売業)の49年度の売上高対営業利益率は0.3%と48年度の4.1%に比べて3.8ポイント低下し、全小売業平均の

3.2%を大幅に下回っており、販売業のなかでも、木材流通業の業況が特に不振であったことがうかがわれる。

このような業況の不振のなかで、49年8月に枠組壁工法が一般工法化されたことに関連して、建設業者、商社等のなかにこの工法への積極的な取組をはじめたところも多くみられ、また、商社が住宅部材の大工・工務店への販売に取り組もうとする動きもあり、今後の動向が注目されている。

次に、木材の加工についてみると、不況過程の進行による木材需要の減少から、製材については、49年2月以降製材価格が下落に転じ、製材工場では、年初から減産による在庫調整等により業況の回復に努めてきた。しかし、不況の規模が大きかつ長期にわたり、50年に入っても需要の回復がみられないこと等のため、業況は不振を続けている。合板については、49年2月以降、価格が急激な下落を続け、また、価格の下落のなかで毎月出荷量を上回る生産が行われたため在庫量が増大し、合板製造業は著しい不振に陥った。このため、50年1月から6月までは、需給の均衡を図るための生産調整を内容とする安定事業が実施されたが、その後も実需要の回復がみられていないこと等から業況は依然として不振を極め、このため、50年12月から再度安定事業が実施される等業況の不振は一層深刻なものとなっている。

このような状況に対して、国は、政府系中小企業金融3機関の貸出わくの増額等を行ったほか、50年1月からは、木材・木製品製造業を雇用保険法に基づく雇用調整給付金制度の対象業種として指定し、同年7月以降においても合板製造業等を特に不況の著しい業種として指定期間延長の対象とし、この制度により一定の要件を満たす休業を行った雇用主に対して雇用調整給付金を支給し、雇用の安定を図る等の措置を講じている。

(林業経営)

林業経営の動向をみると、丸太の生産については、49年において総需要抑制策の効果の浸透等から住宅建設等木材需要部門の産業活動が大幅に減退し、このため、製材需要等の木材需要の減少及び木材価格の低迷が続いたこと等を背景として、生産量は前年より7%の減少となった。

また、49年度の造林実績についてみると、人工造林面積は24万3,000haで前年度より10%減少し、このうち再造林面積は4万4,000haで前年度より3%減とわずかな減少にとどまったが、拡大造林面積は19万9,000haで前年度より11%の減少となった。

このように拡大造林面積が減少したのは、国有林においては、48年度から公益的機能強化の観点に立って伐採量の縮減が図られていること等により、造林対象面積が減少したためであり、また、私有林及び公有林においては、48年に伐採が活発に行われて造林対象面積が増加したものの、全国的に発生をみた雪害等気象災害による被害造林地の復旧に経費や労働力を費したことから、苗木代、賃金水準の上昇等によって造林経費が増大したこと等に加えて、不況が進行するなかで造林投資に対する森林所有者の意欲が減退したことが大きな要因となっているものと考えられる。

次に、49年度の林業経営体の経営収支をみると、保有山林規模5ha以上の林家では、丸太生産量の減少等から林業収入が前年度と同程度であったのに対し、支出面では賃金をはじめとして各費目の単価が上昇したことから、総支出額は、前年度より24%増と大幅に増大し、この結果1戸当たりの林業所得は前年度を9%下回った。

また、森林施業計画の認定状況をみると、近年、減少傾向にあった新規認定面積は、49年度において、中小規模の森林所有者の認定面積が前年度に続いて大きく増加したことに伴って、5年ぶりに増加を示し、この結果、49年度末現在の総認定面積は、前年度末現在のそれを14%上回る488万haとなった。このような認定面積の増加には、49年度から新設された団地共同森林施業計画制度による面積増加が大きく寄与しており、この制度による認定面積は、私有林における49年度新規認定面積の約6割に達している。

林地価格の動向をみると、49年3月末現在の山林素地価格は、前年同月末に比べ、用材林地価格及び薪炭林地価格のいずれにおいても27%と前年に引き続き大幅に上昇している。このような林地価格の上昇は、健全な林業経営の維持発展を図るうえで大きな制約要因となるものであり、林地価格の安定が望まれているが、49年後半からは総需要抑制策の効果が浸透したことや、改正「森林法」及び「国土利用計画法」の施行により、林地の転用等が規制されるようになったこと等から、50年3月末には、用材林地価格が前年同月末に比べて7%の上昇にとどまる等、林地価格は鎮静化に向かいつつある。

林業労働の動向についてみると、49年の林業就業者数は前年と同じ21万人となっている。また、林業就業者の年齢階層別構成をみると、40～54歳層は6年前に比べて1割増加して、全体の半数近くを占めるに至っており、林業就業者の高齢化が進んでいることがうかがわれる。

(森林の公益的機能)

49年から50年にかけての森林の公益的利用に関する主な動きをみると、49年4月に改

正された「保安林整備臨時措置法」に基づく保安林の整備充実、森林レクリエーション利用を増進するための森林の造成、改良等が積極的に行われたほか、49年及び50年のあいつぐ局地的な集中豪雨、梅雨前線豪雨、大型雨台風等により激甚を極めた山地災害の復旧、第4次治山事業5箇年計画に基づく復旧治山、予防治山等が進められた。

保安林については、山地災害の多発、水需要の増大、レクリエーション需要の増大等に対応して、今後ともその適正な配備等により、森林機能の一層の充実を図ることが必要となっていることから、49年4月「保安林整備臨時措置法」の有効期間を更に10年間延長することを内容とする同法の一部改正が行われ、これに伴い今後10年間に100万haの保安林の新規配備が計画的に行われることとされている。

また、山地災害に関しては、近年、宅地開発等が山林に及ぶことが多くなってきていることから、住民の生命、財産等に激甚な被害をもたらすものが多発しており、今後は、災害の発生防止に努めるとともに、激甚な災害が発生した地域においては、災害の再発防止と住民生活を安定させるための早期復旧事業を集中的に行うことが緊要となっている。

近年、都市的土地需要の増大等を背景として生じている林地の無秩序な開発についての批判が高まり、これを規制するため、「森林法」の改正により49年10月末から林地開発許可制度が実施されているが、この運用状況をみると、発足以降、50年9月末までの11ヵ月間に、林地開発の許可の申請件数は2,200件、開発対象面積は2万5,000haとなっている。このうち、この期間中に1,400件、面積では1万2,000haが許可されているが、このうち大半のものが許可に当たってえん堤等の防災施設の増設、残置森林の適正な配置や森林残置率の増加を要件とする等開発行為に修正が加えられており、本制度は林地の無秩序な開発を規制するうえで所期の効果を取めつつあるものと考えられる。

以上のように、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、森林の造成、改良、森林施業の規制等が積極的に行われているが、これには多額の費用負担が必要となる。これらの費用のうち、水源かん養のための森林の造成、改良に要する費用については受益者が費用の一部を負担する事例もみられるようになってきており、今後、これら費用の望ましい負担関係のあり方について、更に検討を進めていくことが必要となっている。

次に、環境緑化に関する動きをみると、49年においては、総需要抑制策の実施に伴って、緑化用樹木の主要な需要分野である道路建設、公園整備等の公共投資が抑制され、また、建設活動の減退がみられたこと等から、緑化用樹木の需要は減少したものと考えられる。これに対して、緑化用樹木の生産については、近年の需要の増大傾向に対応して生産量の増大が図られてきたため、49年9月末現在の緑化用樹木生産者が保有する栽培本数は、48年12

月末時点に比べ 28%増と大幅な増加を示し、49 年の緑化用樹木の需要は、一部の樹種に供給不足状況がみられた 48 年と異なり大幅な緩和状態となり、緑化用樹木生産者に大きな影響をもたらした。

緑化用樹木の需要は、長期的には増加するものと見込まれているが、この生産には比較的長期を要するため、今後、適正な需給の見通しに立って計画的な生産を進めていくことが必要となっている。

II 林業の発展と林家の課題

我が国経済の基調は、長期にわたる高度成長を経て安定成長へと向かいつつあり、国民生活の安定と福祉の向上がより重視される方向にあるが、このようななかで、住宅建設資材等の基幹的生活物資としての木材の安定的供給の確保、森林のもつ公益的機能の高度発揮による豊かな生活環境の形成等の森林・林業の果たすべき役割は、今後一層大きなものとなることが予想される。

同時に、経済が安定成長に向かい、経済活動の面からは、産業間・地域間の均衡ある発展が一層重視される方向にあることは、高度経済成長時代、ともすれば見失われがちであった第一次産業の重要性に対する国民各層の認識を高め、併せて、将来の生活設計への配慮を含む長期的な経営視点に立って、林業を再認識しようとする気運を林業者のなかに醸成する有力な契機ともなり得るものと考えられる。

しかしながら、このような期待がかけられる反面、現下の我が国林業をめぐる経済情勢は、木材需要の急減、これに関連する木材価格の下落、木材関連産業の深刻な不況等我が国林業が戦後経験したことのない事態を生み出すに至っており、林業経営の条件は極めて厳しいものがある。また、今後の展望としても、我が国経済が安定成長の方向へと転換しつつあるなかでは、林業生産コストの上昇等の林業経営上のマイナス要因について従来より落ち着いた動きが期待される面がある一方、木材価格が、かつてみられたような高い上昇率を示すことは予想し難いところであり、個々の林業経営においても、新たな経済情勢のもとで、不利な条件を克服して今後適切に対処できるよう経営の改善に一層努力していくことが必要となっている。

以上のような情勢を背景とする我が国森林・林業の現状をみると、国内森林資源の内容は、人工林面積が全森林面積の 35%と、目標の約 7 割に達している。しかしながら、その林齢構成は、人工林にあっては、林齢 20 年生以下の若齢林が 7 割以上を占めている状況で、戦中、戦後の過伐に対処して昭和 20 年代後半から本格化した造林による人工林が、今

日、逐次間伐期に達しつつあるとはいえ、これら人工林の主伐及び造林を軸として林業生産活動がより積極的に展開できる時期までには、なおかなりの期間を要する段階にあり、総じて我が国の森林資源はいまだ改良過程にあるといわなければならない。このようななかで、近年、伐採、造林、保育等の林業生産活動は、林道等の基盤整備の遅れもあって停滞した動きを示している。森林資源は、本来、活力ある森林資源の維持培養により適正な年齢配置のもとで、林木生産その他の森林機能の発揮が安定的に行われることが理想であるが、近年、林業生産活動がこのように停滞していることは、我が国の森林・林業が国民的要請にこたえ森林機能をより高度に発揮していくうえで問題であるばかりでなく、将来にわたって林業の担い手を維持・確保していくうえからも、憂慮されるところである。

50年の林野庁「林家の林業経営意識調査」（以下「意識調査」という。）によれば、50年10月時点において「育林活動をより積極的に行う」と回答した林家は、全体の約3割であり、「育林活動の手をぬいていく」と回答した林家が全体の約1割であるのに比較すればなおその数は多いが、木材需要の減退等林業をめぐる厳しい環境のなかで、林業に意欲をもつ事業者が今後とも確保されるためには、これら事業者の現実の姿をより具体的には握し適切な施策へと結びつけていくことが必要である。

このような観点から、我が国林業事業者数の9割、私有林面積の7割を占め、個別経営として最も大きな地位にある林家の現状をは握し、林家が現在どのような課題に直面しており、またこの課題への対応はどのように進められていくべきか等の点についてみることにする。

この場合留意すべきことは、今日、林家のほとんどが林業を農業等との兼業の形態で営んでおり、林業においては、経営主体たる林家の就業、所得等について林業以外の部門の占めるウェイトが極めて大きく、これら他部門の動向が林業経営にさまざまな面で影響を及ぼしていること、これに伴って、例えば、農業主業林家が林業経営の改善に取り組んでいくうえにおいても農作業の省力化など農業面での合理化とのかかわりが大きいこと等にみられるように、林家の課題等を他部門との関連において考えていくことが必要なことである。このような観点に立って、以下においては、現状は握の方法として、林業経営を多様な家業ないし就業部門の一環としては握し、これらのなかでの林業部門の位置づけに即して類型区分を行い、経営の現状・課題等を明らかにすることとした。

1 林家の現状

林家を、林家所得を構成するいくつかの所得部門のうちで、その所得の最も多い部門に即して、林業主業林家、農業主業林家、その他主業林家の3つに類型化することとする。

農林省「1970年世界農林業センサス」(以下「1970年センサス」という。)に基づいてそれぞれの林家の戸数をみると、林業主業林家の数は2万戸、農業主業林家は132万戸、その他主業林家が122万戸となっており、それぞれの林家類型ごとに、その保有する山林の林家全体に占める面積構成比を推計すると、林業主業林家は約1割、農業主業林家は約5割、その他主業林家は約4割となる。更に、各類型ごとの林家戸数(5ha以上層に限る。)の推移を「1960年センサス」との対比においてみると、35年から45年の10年間に、林業主業林家は23%増加、農業主業林家は15%減少、その他主業林家は2.4倍となっており、高度経済成長のもとで農家の兼業化が進むなかで、農業主業林家が減少し、他の種類の林家が増加していることが目立っている。

以下、「林家経済調査」及び「意識調査」に基づき、類型別に林家の現状、特色等をみることにする。

(林業主業林家の現状)

この類型に属する林家の所得構成をみると、林業75%、農業15%、賃労働3%、その他7%となっており、兼業の形態としては農業のみを兼業するものが最も多く、農業と賃労働を兼業するものがそれに次いでいる。また、森林資源の状況をみると、人工林率が高く、その年齢構成も良好で森林資源の状況は農業主業林家、その他主業林家に比べてかなり整備されている。

伐採、造林等の林業生産活動は、計画的かつ継続的で主伐はいうに及ばず、間伐も比較的行われており、また、造林については、良好な資源を有していることから他類型よりはるかに活発であり、9割強の林家が造林に必要な資金のうちの自己負担部分を主として林業部門収入によってまかなっている。

木材を販売した林家の割合は、全林家の9割と他類型に比較してきわだって大きく、また、木材の販売形態は、他の類型の場合と同様立木販売が主であるが、丸太販売を行うものも全林家の4割とかなりあるのが林業主業林家の一つの特徴といえる。このため、林業収入の構成をみると最も大きいのは立木販売収入で6割を占めるが、丸太生産収入の割合も3割と他類型に比べてかなり高くなっている。

次に、林業労働の状況を育林労働についてみると、1戸当たりの年間投入量410人目のうち雇用労働力に依存する割合が7割と極めて高く、同時に、家族労働力の投下割合は2割強であるが、実数では102人目と他類型よりはるかに多く、これら以外の作業請負わせ、

森林組合への委託によるものが1割弱となっている。このように林業主業林家では家族労働力を積極的に林業生産活動に投下しているが、労働力の主体は雇用労働力であることが示されている。

また、「意識調査」によれば、このタイプの6割の林家は必要労働力を確保しているとしており、残る4割は不足を感じていると答えている。後継者については充足ないし予定されている場合が多く、林業主業林家の経営の安定度が相対的に高いことをうかがわせる。

以上、林業主業林家の現状は、比較的整備された森林資源を基盤として活発な林業生産活動を行っており、林家経済は林業からの収入を中心としており、育林労働力は、家族労働力を積極的に林業に充当するとともに、雇用労働力に大きく依存している。

林業主業林家は、全体の林家のなかでその数は多くはないが、地域林業の発展を図っていくうえでの先駆者的存在であり、新たな生産方式の導入等を地域内において率先して実施し、多くの林家にこれらを理解・浸透させるという意味での指導者的立場に立つものが少なくない。また、その数も現状では2万戸ではあるが、今後、戦後の積極的な拡大造林による人工林の主伐期の到来等ともあいまって、林業を主業とするものが、次第にその数を増していくものと考えられる。

(農業主業林家の現状)

この類型に属する林家の所得構成は、林業11%、農業76%、賃労働6%、その他7%となっており、兼業の形態としては、農業のみを兼業とするものが最も多く、農業と賃労働を兼業とするものがそれに次いでいる。その森林資源の現況をみると、人工林率及び人工林に占める伐採可能な林分割合はともに他の類型よりも低く、その状況は林業主業林家、その他主業林家に比べて整備が遅れており、林業生産活動はまだ積極化する段階に至っていないが、その他主業林家の場合に比べれば伐採、造林等の活動はより活発である。伐採についてみると、多くの林家が実施に入っておらず、実施している場合も天然林の伐採が中心となっている。造林についてみると、森林資源の整備が遅れていることから、拡大造林中心に行われ、6割強の林家が造林に必要な資金のうちの自己負担部分を主として農業部門収入によってまかなっている。

木材を販売した林家数をみると、その割合は、全林家の4割強で林業主業林家の場合の半分であり、その販売形態は立木売りが多く、丸太販売を行うものは全林家の2割にとどまっている。

林業収入のうち立木販売収入は4割強を占めているが、農業主業林家の特徴は、きのこ生産販売収入の割合が2割と他類型に比べて高いことである。育林労働についてみると、1戸当たり年間投入量は86人日と林業主業林家よりはるかに少ないが、家族労働力への依存度は5割と林業主業林家のそれが2割強であるのに比較してかなり高くなっており、このほか雇用労働力に3割弱、作業請負わせ、森林組合への委託に2割弱を依存している。なお、この類型の林家では森林組合への委託の割合が他の類型の林家に比べて大きくなっている。

また、「意識調査」によれば、この類型の過半のものが労働力不足を感じていると答えている。更に、後継者については相当数の林家で不安を感じており、それが充足又は予定されている林家の割合は林業主業林家に比べると低くなっている。

以上のことから、農業主業林家の態様を要約すると、森林資源は、林業主業林家やその他主業林家に比べて整備が遅れており、林業生産活動もそれほど活発に行われていない。林家所得の大部分は農業所得であり、林業生産活動の資金もこれに依存している林家が多く、育林労働力は、家族労働力が主体であるが、農業が主業であるので林業への労働投入には制約があり、林業における不足分は、雇用労働力と森林組合への委託等によって補われている。

林業主業林家が林業の先駆者的存在であるとするならば、農業主業林家は、近年その戸数に減少の動きがみられるが、戸数及び保有山林面積においてそれぞれ全林家の約5割を占めており、農山村に定着し、農業と並んで地域の主要な産業である林業を担うものとして、農山村社会の安定と地域の発展のうえに大きな役割を果たす存在として位置づけることができる。

(その他主業林家の現状)

この類型に属する林家の所得構成をみると、林業8%、農業12%、賃労働20%、その他60%となっており、家業ないし就業の内容としては、役職・職員勤務を主業とする型が最も多く、次いで賃労働を主業とする型、自営業を主業とする型となっている。また、その他主業林家にあっては、主業は農林業以外の部門であるが、その大半は兼業として農業を営んでいる。森林資源の現況は、人工林率、人工林に占める伐採可能林分の割合とも比較的高く、林業主業林家と農業主業林家の中間に属しているが、林業生産活動は、伐採、造林とも農業主業林家よりむしろ不活発である。

木材を販売した林家の戸数割合も、全林家の4割弱と農業主業林家の場合よりやや低く、

その販売形態は、立木売りが多く丸太販売を行うものは全林家の 1 割にすぎない。このため、林業収入に占める立木販売収入の割合は 7 割と他 類型に比較してより高くなっている。

育林労働についてみると、年間投入量は 1 戸当たり 159 人目であり、このうち雇用労働力への依存度は 6 割、家族労働力への依存度は 2 割強、作業請負わせ、森林組合への委託が 2 割弱となっている。「意識調査」によると必要労働力の確保については、農業主業林家と同様に過半のものが労働力の不足を感じている。

この類型に属する林家は、他の類型に比して林業生産活動は概して不活発であり、主業の態様等により経営体としての性格、特色もさまざまであるが、この類型に属する林家の総山林保有面積、地域における林業労働の担い手あるいは、林業主業林家に準ずる経営の担い手としての役割等からも、農業主業林家と並んで今後の林業の動向に大きな影響力をもっている。したがって、これら林家は、自らの労働力による森林施業の活発化、分収造林への参画、森林組合への施業委託等、その就業形態あるいは家業の特質に応じた林業経営の場へのより積極的な参加が期待される存在である。

2 林家の課題とその対応事例

(林業主業林家)

この類型の林家は、前述のように収入の多くを林業に依存しており、林業経営に意欲的に取り組んでいるものが多く、当面する課題も、林道・作業道の開設等を基礎とする作業の機械化、森林施業の計画化など、林業経営の安定・発展を図るための合理的な生産方式・経営方法の導入、林業労働力の確保等を積極的に進めていくことにある。

これを岐阜県下のある事例についてみると、育林については、戦後その地域の慣行的な技術とは異なるスギの山地直挿を実行し、伐出については、ha 当たり約 50m という極めて高密度な林道・作業道を開設し、これにより単木施業に適した小型集材機との組合せによる効率的な択伐作業が可能となり、林地の裸地化を防ぎ、林地の保全を図りつつ生産原価の低廉化等に大きな効果を収めている。また、この事例では、その保有する山林を林業技術研修のために積極的に利用させ、技術の普及とともに後継者対策の面にも寄与している。

次に、宮城県下のある事例においては、昭和 20 年代後半の薪炭生産の盛んな時期から拡大造林を積極的に推進し、用材生産中心の経営への切り換えを図り、今日では造林可能な林地のほとんどを人工林化するに至っている。この事例では、早くから機械化の推進により資本装備の充実を図るとともに、前述の事例とほぼ同水準の高密度な林道・作業道を開設し、林地

肥培，ポット苗による造林，良質材生産のための積極的な枝打ちの実施等，集約的な施業を行っている。次に，林業労働力の安定的確保の課題への対応事例を秋田県下のある林家の場合についてみると，この林家では，精密な帳簿記載の実績に基づいて計画的な作業の段どりを立て，枝打ちや伐採を冬季間に実行することによって雇用の通年化に努力するとともに，処遇の面では地元農家が林業労働に従事することを容易にするよう，稲の刈取期における収穫用機械の無料貸付け，労働者を研修会に参加させるための費用の負担等を行い，雇用労働力の確保等について所期の成果を収めている。また，この事例ではスギ林内への桐の混植を行い，林地の高度利用の面でも効果をあげている。

以上の各事例の特色としてみられることは，林業者が林業経営についての強い信念と経営意欲に基づいて，集約施業，計画伐採等の積極的な経営方針をとり，その努力が実って継続的，安定的な林業収入のもとに堅実な経営を進めていく基盤が逐次整備されてきていることである。また，これらの林業者は，その経営実績ともあいまって地域林業の指導者的役割を果たしており，地域の林業振興の面からもこのような役割が強く期待されている。

（農業主業林家）

農業主業林家の多くは，前述のようにその森林資源の整備が概して遅れており，十分な所得を生むまでには至っていない。林業生産活動は，主として造林投資を進めていく段階にあり，農業収入の一部を林業に投入して林業経営の基盤を徐々に造成しているといったものが数多くみられ，林業と農業等の他の家業ないし就業部門とのかかわり合いも，農業主業林家の場合に比べれば一層密接である。したがって，これら林家の課題は，林業と主業である農業とが経営として，あるいは家計維持の面で相互に適切に補完し合い，これらの組合せによる経営の発展を図ることにあり，この観点から特に問題となるのは労働力の適正配分，後継者の確保等である。

いま，これを静岡県下の事例についてみると，この林家では，育林作業と農作業とが競合しないように稲作，茶，みかん，しいたけ及び竹の生産を育林と計画的に組み合わせ，本人と長男夫婦の労働力を主体として，月平均の就労日数が60～70日となるよう作業計画を立て，みかん園への架線の導入，みかん園，しいたけほだ場等への配水管の敷設を行う等によって，生産性の向上と多角経営による所得の安定・増大を実現している。こうした複合経営には，林業と畜産，養蚕，果樹等との多様な組合せの事例がみられるが，林業部門のなかにおいても，しいたけ，なめこ等の特用林産物を複合経営のなかに組み込むものが近年増大している。

次に，長野県下の青年グループの事例をみると，このグループに属するおおむね30歳前

後の約 10 人の青年は、主業である農業等に従事するかたわら、共同でしいたけ生産、桐の栽培研究、共同製炭（茶の湯用）等を行い、また、自らが山林の経営を行ううえでの林業技術の実習の拠点となる分収林 10ha を設定してスギ、ヒノキの造林を行い、分収林には土地利用の実験的な試みとしてヤギの放牧をも行っている。この事例は、山村にあって地元就業し定着しようとする熱意をもった青年層の動きであるが、林業経営は、これら青年層にとって老後の生活設計への備えとしての役割ももっており、多角的な経営各部門の合理的な組合せにより、所得の向上が期せられるよう努力を続けている発展的な林家の動きの一つといえよう。

（その他主業林家）

その他主業林家は、林家総数の 5 割に近く、その保有山林面積は林家全体の約 4 割に達しており、農業主業林家と並んで大きなウエイトを有している。その主業の内容は、役職・職員勤務、賃労働を主とするもの、あるいは自営業を主とするものなどさまざまであり、これらの林家が当面している課題も多様である。この類型の林家は、全林家の 9 割までが農家林家であることから明らかなように、その過半はなんらかの規模で農業を営んでおり、その他主業林家のなかでも特に賃労働を主業とするものについては、農家林家に該当する場合が極めて多いものと考えられる。したがって、林業労働力の安定的確保の観点からも、賃労働を主業とする林家の生活の安定を図ることが重要な課題であり、このためには、安定的な雇用機会の増大、農業等の他の兼業部門の合理化等により所得の向上を図るとともに、森林内容の充実を通じて、資産として、あるいは収入源としての保有山林の価値を高め、これら林家の生活基盤の安定を図っていくことが重要である。

次に、役職・職員勤務、自営業等を主業とする林家については、森林の内容も比較的良好で積極的な林業経営を行っているものが多くみられ、これらの林家の課題は、合理的な生産方式・経営方法の導入、雇用労働力の安定的確保等林業主業林家に準ずるものと考えられる。しかし、この類型の林家のうちには、林業経営に消極的な林家もかなりみられ、その要因としては、林業に関する知識、技術に乏しいこと、施業または経営についての適当な委託先がないこと、林業経営以外の動機で山林を取得・保有しているものであること等があげられる。したがって、これらの林家については、今後、林業経営の場にかんして参加させていくことが重要な課題となる。

以上のようなその他主業林家における事例としては、その他主業林家が過半を占め、従来、粗放な経営を行ってきた約 30 戸の林家が、団地共同施業計画の制度が設けられたのを機会に、共同施業計画を作成し、森林組合に施業を委託して拡大造林に着手しているもの、別の事例として、森林組合の合併を機として合併組合がその事業内容の地域住民への啓もう普

及を図り、これにより、従来自家保有山林の経営への意欲の乏しかった地元の自営業、役職・職員勤務等を主業とする林家のなかに保有山林の施業を森林組合に委託するものが増加するに至ったもの、更に、県外就職者が帰村し、地元企業の職員として勤務するとともに、林業改良指導員のすすめもあって、山林の経営に意欲を示し、家族労働力主体に着実に造林を行っている者等さまざまなものがみられる。

3 政策的課題

以上、林業をめぐる厳しい情勢のなかで、林家の当面する課題とこれに積極的に対応している事例を類型ごとにみたが、これを政策的課題との関連において要約整理すれば次のとおりである。

まず、林業主業林家は、その林業生産活動において最も活発であって、新たな技術の導入等により地域林業の発展を図っていくうえでの先駆者的役割が期待されており、林業生産活動が、これら林家の存在によって力づけられているところも大きく、今後、これらの先駆的動きを地域における林業経営意欲の高揚、あるいは林業生産活動の活発化を図るうえでの起動力として、林業普及指導活動その他の面でより適切に活用していくことが重要である。また、林業主業林家が更に発展していくうえにおいては、より合理的な生産方式・経営方法の導入、林業労働力の安定的確保等が今後の課題となっている。

農業主業林家は、農山村に定着し、地域農林業の主要な担い手として地域経済社会の安定と発展に大きな役割を果たすべき存在であるが、その森林の保有状況、資源内容等もあって、林業主業林家に比べれば、林業生産活動はより低い水準にある。しかしながら、これら林家においては、総じてその森林資源は改良過程にあり、将来、主伐期に達する森林の増大に伴って、林業経営をより積極的に行い、林業主業林家に移行するものも生じてくることが予想される。これら林家においては、農業と林業との適切な組合せによる所得の向上、経営の安定を図っていくことが望ましく、この面から、今後の経営上の主要な課題となるものは、作業時期の調整等による労働力の合理的配分、作業の集団化・協業化等による省力化、後継者の確保等を通じて経営の発展を図ることである。

その他主業林家は、主業の内容は多様であるが、林業生産活動については他の類型の林家比較して不活発であり、林業経営への意欲が乏しい林家もみられる。しかしながら、この類型の林家全体が保有する山林規模等からも、総体としての林業の発展を図るうえでは大きな潜在力をもつ存在であり、その就業形態あるいは家業の特質に応じた積極的な林業経営の場への参加が今後の課題とされるところである。

以上のような理解のもとに、林家をめぐる主要な政策的課題を掲げると、第一に、若年層の林業従事者の養成確保である。

林業従事者の数は、ここ数年おおむね横ばいで推移しているが、年齢構成の面では高齢化が進んでおり、若年層の林業従事者の確保が林業の発展にとっての切実な課題となっている。これら若年層の林業従事者確保の対策は、基本としては、林業に従事する農山村の青年が将来にわたって農山村にとどまり、これを、就業あるいは生活の場とすることに魅力を感じずるような条件を整備していくことにあり、このためには、林業施策にとどまらず、農業その他を含む地域の産業振興、生活環境の整備等の諸施策の充実が必要である。これとともに、近年、各地で芽生えている林業後継者を中心とする林業研究グループや森林組合の青年組合員による、林業技術・技能の向上、経営方法の改善等を図るための自主的な研究活動、研修等の動きを助長し、これら林業後継者等がその連帯感を強めつつ、経営の改善等に創意工夫をよりよく発揮できるようにしていくことが重要である。

また、林業に従事する者のうち、林業労働者については、その就業の場である個々の林業経営の改善を促進していくこととあいまって、就業機会の安定・増大、労働条件の改善、特に、労働安全衛生の確保に努めることが重要である。

第二に、森林施業計画制度の活用等による森林施業の計画化と森林資源の整備である。

今日、林業主業林家においては、現に継続的、安定的な施業を行い得る段階に達しているものも少なくないが、農業主業林家、その他主業林家では、保育、間伐等の育林活動が停滞しているものが多くみられる状況にある。このような林家が、これらの施業を適切に実施し、計画的に森林資源の整備を行い得るようになるためには、それぞれの林家の実情に即して、単独又は共同で森林施業計画を作成し、これを実行することが望ましく、合理的な施業により、保有山林の整備を促進してその山林の価値を高め、このようななかで森林施業が積極的に行われるようにしていくことが肝要である。

第三に、普及指導体制の強化である。

林家の林業経営への意欲を喚起し、その改善への努力を助長していくうえで重要な機能を果たすのは、都道府県等の林業普及指導担当職員であり、今後、林業における技術の向上、経営方法の改善等について、これらの担当職員が地域の林業、林家の動向等を的確には握し、より効果的にその役割を果たすことができるように努めていく必要がある。

また、その普及指導活動の内容についても、農業主業林家におけるように、林業と農業と

が相互に補完し合う分野については、末端において個々の林家の要請に即した適切な指導を行うことが必要である。更に、その他主業林家等のなかには、林業に関する知識、技術の不足が、その林業経営の場への参加をためらわせる要因となっている場合もみられるので、これらの林家を対象とする普及指導活動の拡充・強化を図り、その保有する森林について林業経営が活発に行われるようにすることが重要である。

第四に、森林組合の体質強化とその事業活動の充実である。

今日、森林・林業への国民的要請が高まるなかにあつて、森林所有者の協同組織である森林組合の果たすべき役割は一層大きなものがあり、林家の林業生産活動の充実等の面からも、その事業活動の強化が期待されている。特に、農業主業林家、その他主業林家においては、合理的な森林施業を行ううえで森林組合への作業委託等の活用を図っていくことが適切な場合も少なくない。このようななかで、近年、合併による経営基盤の充実等もあつて積極的な事業を進めている森林組合が増加しつつあるが、全般としては、いまだその活動は必ずしも十分ではなく、今後更に組合の体質の強化に努め、育林活動、丸太の生産販売等の各般にわたって、その事業活動を積極化していくことが林業経営の健全な発展を図るうえでの重要な課題となっている。

第五に、林業資金制度の拡充である。

林業については、現に各般にわたる助成措置が講じられているが、近年の林業をとりまく厳しい諸情勢のなかで、林業従事者が当面する切実な経営上あるいは就労上の制約条件等を克服していくことを助長するため、個別経営の改善により密接な関連をもつ施策の強化に努めていくことが必要と考えられ、この面から林業における合理的な生産方式・経営方法の導入、林業労働安全衛生の確保、林業後継者の養成確保等に関する林業金融の拡充を図っていくことが重要である。

III 林産物の需給と価格

1 木材の需給

(1) 需要部門の動向

木材の主要な需要部門である住宅建設及び紙パルプ生産の49年から50年にかけての動向を概観すると、49年には、戦後最大の不況が進行するなかで、住宅建設活動や、紙パルプ生産等の産業活動は不活発な様相を示した。50年に入ると、景気を回復するため講じら

れた不況対策のなかで、住宅建設の促進措置がとられたこと等から、住宅建設活動は、3月から7月までの間新設住宅着工戸数が前年同月水準を上回り、また、紙パルプ生産についても3月頃に出荷の増加、在庫の減少がみられる等、木材需要部門の産業活動は一時好転する様相がみられたが、その後は再び低調に推移している。

まず、住宅建設の動向を建設省「建築着工統計」によってみると（表 III-1）、49年の新設住宅着工戸数は、前年より31%減と大幅に落ち込み132万戸となった。

これを四半期別にみると、最も落込みの小さかった7～9月期でも前年より21%減、最も落込みの大きかった4～6月期及び10～12月期には各々36%減となっており、このように着工戸数が前年を大幅に下回ったことは、過去の不況時においてもみられないことであった。また、新設住宅着工戸数を資金別にみると、民間資金によるものが92万戸、公的資金によるものが40万戸で、前年に比べ39%減、2%減となっており、民間資金による住宅建設活動の落込みが著しかった。更に、利用関係別にみると、持家が68万戸で11%減と比較的減少割合が小さかったのに対し、貸家が36万戸で49%減、給与住宅（社宅等）が4万戸で39%減、分譲住宅が23万戸で37%減と大幅な落込みを示しており、特に、貸家の減少戸数は49年の総減少戸数の6割を占めている。

このように49年の住宅建設活動が極めて低調であった要因としては、48年来の地価や建築費の高騰、実質所得の伸縮により個人の住宅取得に当たっての金融依存度が高まってきたうえに、民間金融機関の住宅ローンが金融引締政策の影響を受けたこと（ちなみに、全国銀行及び相互銀行の住宅信用供与状況を見ると、49年の新規貸出額は前年より10%減少している。）等、特に、価格要因の影響力の強い貸家が、建築費等の高騰により急激な落込みをみせたことが、住宅建設戸数の減少の主な要因となっている。

50年に入ると、前述の不況対策のなかで住宅建設の促進策が講じられたこと等から、新設住宅着工戸数は、3月から7月まで持家を中心に前年同月のそれを上回るようになり、4～6月期の着工戸数は前年同期を10%上回ったが、8月、9月には再び減少する等需要の盛り上がりや欠く低調な動きをみせ、その後、10月以降は前年同月を上回り、年間の新設住宅着工戸数は前年より3%増となっている。

次に、49年の紙パルプの生産活動を通産省「通産統計」によってみると、不況による産業活動の停滞等により、パルプ、板紙、紙等の需要はいずれも減少した。このため、「パルプ、紙、紙加工品」の出荷指数（45年=100.0）は、期を追って下落し、49年1月の134.0から12月には95.5とこの間に29%減少し、逆に、これら製品の在庫指数（45年=100.0）は、49年1月末の90.8から12月末には245.8と2.7倍になった。このような需要の不振

からパルプ、紙等の生産は、49年秋以降減産が行われるようになり、この傾向は50年年初まで続いた。

3月に入ると、出荷量の増加、在庫量の減少がみられたが、その後の需要回復のテンポが遅く、このため、50年9月現在においても生産施設の操業率は75%と依然として低位にとどまっている。

(2) 木材の需要量及び供給量

まず、49年の丸太ベースの木材需要量（〔丸太の需要量〕＋〔製材、合板、チップ、パルプ等の木材製品の輸入量〕）を、林野庁「木材需給表」によってみると（表 III-2）、用材、薪炭材を合計した総需要量は、前年より3.8%減少して1億1,458万 m³となった。このうち用材需要量は、前年より3.9%減少し、1億1,304万 m³となった。このように用材需要量が前年を下回ったのは、近年においては、不況の年であった40年、46年に次いで3度目のことであるが、その減少率は40年が0.4%減、46年が1.2%減であったのに比べて最も大きなものであり、今回の不況が過去の不況よりも木材需給に大きな影響を与えたことがうかがわれる。

用材需要量を需要部門別にみると、住宅建設活動の後退等の影響を直接受けた製材用材、合板用材は10%減、16%減と大幅に減少したが、パルプ用材については、48年秋のパルプ原料需給のひっ迫時に紙パルプ産業が積極的に手当てしていたものが49年に入って工場に入荷したため、前年より15%増となった。この結果、49年における需要部門別用材需要量の割合は、製材用54%、パルプ用31%、合板用13%、その他用2%となり、史上最高の住宅建設が行われた前年の構成比と比べると、製材用が3%減、合板用が2%減、パルプ用が5%増と建築仕向け木材需要の構成比の低下が目立っている。

次に、49年の用材供給量を国産材・外材別にみると、国産材供給量は3,947万 m³、外材供給量は7,357万 m³で前年より6%減、2%減となり、用材自給率は45年に比べて10ポイント、前年に比べると1ポイント低下して34.9%となった。

国産材の供給量は、43年以降連年減少しているが、45年から48年の3カ年の年平均減少率が3%であるのに比べると49年の減少率は6%と大きく、また、減少率を需要部門別にみると、製材用が14%減、パルプ用8%増、合板用2%減、その他用7%減となっている。このように減少率が大きかった要因は、不況によるところも少なくないと考えられ、特に、国産材の6割を占める製材用がこのように大幅に減少したことは、IVで述べるように国内林業生産活動に大きな影響をもたらした。

また、国産材の用材供給量のうち、丸太の供給量を針葉樹・広葉樹別にみると、48年において木材価格の上昇を背景として比較的順調に行われていたスギ、ヒノキの生産が、49年には住宅建設活動の縮小に伴う需要の減退もあって、前年より各々13%減と大幅に減少したのをはじめ、アカマツ・クロマツは8%減、カラマツ・エゾマツ・トドマツは7%減、モミ・ツガは21%減と主要針葉樹の生産がいずれも大幅に減少し、総数では前年より11%減少して2,224万m³となった。一方、広葉樹生産については、48年秋の紙不足時に紙パルプ産業が、先行きの原料不足見込みからパルプ原料としての広葉樹の手当を積極的に行っており、これが49年に入って工場入荷されたため、製材、合板等の減少もあったが総供給量は前年と同じ1,663万m³となった。

次に、外材供給についてみると、供給量が前年のそれを下回ったのは、木材輸入が本格化した36年以降においては、46年に次いで2度目のことである。外材供給量を丸太・製品別にみると、丸太は、主要な外材であるラワン材、米材、ソ連材がいずれも減少し、総数では前年より8%減少して4,845万m³となった。また、製品については、近年増加傾向にあった製材輸入は、製材需要の減退を反映して前年より8%減少し320万m³となった。合板輸入は、価格高騰から激増した前年より46%減少し、1億491万m²となったが、輸入木材チップは長期契約に基づく輸入量の増大があったことや、48年の原料需給ひっ迫時に紙パルプ産業が積極的な手当をしていたこともあって、12%増加して1,358万m³となった。

また、49年の薪炭材の需要量をみると、154万m³で前年より1%減となった。

次に、50年の木材需給状況をみると、住宅建設、紙パルプ生産等木材需要部門の産業活動の低調な動きを反映して、製材用国産丸太の1～11月の工場入荷量は前年同期の4%減となっており、また、50年の丸太、製材及び木材チップの輸入量は、前年の19%減、28%減、16%減と大幅な減少を示していること等から、年間の総需要量は更に前年をかなり下回るものと考えられる。49年来の不況の長期化に伴うこのような木材需要の減退は、国内の林業・林産業のみならず東南アジアをはじめとする木材輸出国の経済にも大きな影響をもたらしており、木材需要の安定化が強く求められるに至っている。

(3) 丸太、製品別需給動向

(1) 丸太

49年の丸太需要量を林野庁「木材需給表」によってみると（表III-3）、用材丸太需要量は8,733万m³と前年より7%減少した。これを国産材・外材別にみると、国産材は3,887

万 m³、外材は 4,845 万 m³ で前年より 7%減 8%減となっているが、外材丸太の供給量が前年を下回ったのは、外材供給量が顕著に増大しはじめた 36 年以降において、かつてなかったことである。

次に、部門別の丸太の需給状況を見よう。まず、製材用丸太の 49 年の需給状況を製材工場における消費量、入荷量の動き等によってみると、前述のような建設活動の低迷によって製材の出荷の減少、在庫の増加がみられたことから、製材工場の原木消費量は 49 年上期では前年同期の 10%減に、更に、下期には 15%減となった。このため、製材工場への丸太入荷量も期を追って減少し、年間の丸太需要量は前年より 10%減少して 5,645 万 m³ と、不況であった 46 年のそれを更に 2%下回る水準となった。

次に、パルプ用丸太の需要量は、48 年秋の上質紙、新聞紙等を中心とした紙不足時の原木需給ひっ迫を契機として、紙パルプ産業が積極的に手当てしていたものが 49 年に入って工場に入荷されたことにより、前年より 13%増加して 1,534 万 m³ となった。しかし、在庫の増大もあって、49 年 11 月以降は、工場入荷量は急速に減少している。

更に、合板用丸太の需要量は、前年より 13%減少し 1,360 万 m³ となった。これを期別にみると、49 年 7 月頃までは工場の原木消費量が前年同期とほぼ同水準で続いたことから、入荷量もほぼ同水準で推移したが、合板市況の悪化から 8 月以降急速に原木消費量が減少し、これに伴い工場入荷量も減少しはじめた。

(2) 製材

49 年の製材需要量は、前年より 11%減少して 4,353 万 m³ (国内製材工場の出荷量 4,033 万 m³、輸入製材量 320 万 m³) となった。49 年の製材需給の状況を国内製材工場の製材出荷量の動き等によってみると、住宅建設活動の減退に伴い前年の 10~12 月期からみられはじめた出荷量の落込みは、期を追って顕著となり、特に、秋以降の実需期の出荷量は、毎月前年同月より 1 割ないし 2 割下回るといふ著しい減少を示した。また、49 年の出荷量を主要需要部門別にみると (表 III-4)、全出荷量の 4 分の 3 を占める建築用材においては、近年横ばいに推移してきた板類、微増傾向にあったひき割類及びひき角類のいずれもが前年より 1 割以上の大幅な減少を示しており、近年、代替材の進出によって微減傾向で推移してきた土木建設用材等についても大幅に減少した。

(3) 合板

49 年の合板需要量を農林省「合板統計」によってみると、まず普通合板の需要量は、前

年より 15%減少して 13 億 4,528 万 m² となった。このうち国内工場からの出荷量は、12 億 4,037 万 m² で前年より 11%減、輸入量は 1 億 491 万 m² で、価格急騰から急増した前年より 46%減の大幅減少となった。この需給状況を国内工場からの合板出荷量の動き等によってみると、48 年 10~12 月期から減少しはじめた出荷量は、49 年に入って上期は前年同期の 8%減、下期は 14%減と減少が著しくなったが、これに対応した生産削減が行われなかったため在庫量が急激に増加し、49 年末の在庫量は前年末の在庫量の 1.9 倍に増加する等大幅な供給過剰となった。

また、出荷量を類別にみると、主として家屋の外装やコンクリート型わく用等に仕向けられるもの（1 類合板）が 24%減、主として家屋の内装や家具等に仕向けられるもの（2 類合板）が 5%減、主として家具の裏板等に仕向けられるもの（3 類合板）が 2%減となった。

次に、特殊合板の需要量は、4 億 9,164 万 m² で前年より 12%減少した。

更に、合板輸出については、世界的な景気後退に伴う合板需要の不振の影響から、49 年における輸出量は、前年より 21%減少し、3,084 万 m² となった。

(4) 木材チップ

木材チップの需給状況をみると、49 年の木材チップの需要量は、パルプ用丸太の需給状況で述べたような 48 年来の紙パルプ産業の積極的な手当から前年より 6%増加して 3,126 万 m³ となった。このうち国内チップ工場からの生産量は、1,768 万 m³ で前年より 1%の増加にとどまったのに対し、輸入チップは 1,358 万 m³ で前年より 12%増と大幅に増加している。チップ輸入については、42 年頃から本格化し、その後、輸入先の多角化、チップ専用船の就航による供給の安定化、輸送の大型化等が進められてきているが、49 年後半においては、前述のような紙パルプ生産の縮減等から輸入量は減少傾向にある。

(4) 木材輸入

49 年の木材輸入状況を大蔵省「日本貿易月表」によってみると、丸太、製材、加工材、合板等の輸入金額は、前年より 16%増加（ドル表示では 8%増加）し、1 兆 2,110 億円（同 41 億 7,000 万ドル）となり、我が国の輸入総額の 7%（ドル表示）を占め、品目別の輸入金額では、41 年以来引き続き石油に次ぐ第 2 位の位置を占めている。しかし、49 年にこのように輸入金額が増加したのは輸入価格が上昇したためで、輸入数量は、木材チップを除いて丸太、製品ともに減少している（表 III-5）。

まず、49年の丸太輸入をみると、輸入量は前年より9%減と木材輸入が本格化した36年以来はじめて大幅な減少を示し、4,400万m³となった。これを輸入先別にみると、建築用が多い米材、ソ連材は建設活動の減退に大きく影響され16%減、9%減と大幅な減少を示した。特に、米材輸入については、米国の丸太輸出規制強化の動きに対処して、米国からの針葉樹丸太輸入が48年7月から49年6月までは、「輸入貿易管理令」の適用により1年間の輸入量を955万m³に規制することとされ、更に、49年7月以降1年間は行政指導により輸入量を1,000万m³とするガイドラインを設定する等の事前監視体制がとられたが、結果的には、49年7月から50年6月までの米材輸入量は、ガイドラインに対して85%にとどまり、輸入量の急増した48年とは大きな変化をみせた。また、ラワン材は合板製造が49年下期から減退したこと等から前年より7%の減少となった。

次に、49年の製品輸入をみると、製材、加工材については、主として東南アジアからの広葉樹製材の輸入に増加がみられたものの、輸入量の7割を占める米材が前年より5%減少したため、総数では前年より1%減少した。木材チップは、長期契約に基づく輸入量の増大があったことや、48年の原料需給のひっ迫時に紙パルプ産業によるチップ輸入の促進が図られたことから12%増加した。合板輸入は、合板需給がひっ迫した48年は、前年の6倍という大幅な増加となったが、49年は合板需給の緩和に伴って減少し、年間では前年の46%減となった。

次に、50年における木材輸入の状況をみると、前述のように50年に入っても住宅建設や紙パルプ生産等の木材需要部門の活動が依然低調な動きを示していること等を背景として、50年の輸入量は前年と比べて、丸太19%減、製材28%減、木材チップ16%減とこれまでにない大幅な減少を続けている。

以上のように、我が国の木材輸入量が減少するなかで、我が国と木材輸出国との間には、従来とは異なった事態も数多く生じている。

以下、我が国への木材輸出国における主な動きをみよう。

まず、米材についてみると、米国では、48年までは米国内の住宅建設活動が活発であったことや、日本の原木買付量が増大したこと等により、米国内の木材需給関係がひっ迫したが、49年に入ると、米国内の住宅建設活動が対前年比34%減と急激に落ち込み、我が国への木材輸出量の減少もあって、米国内の木材需給は大幅に緩和して木材市況は悪化し、この傾向は50年に入っても続いたが、こうしたなかで我が国が49年8月、枠組壁工法（ツー・バイ・フォー（2×4）工法）による住宅建築を一般工法化したこと等から、我が国への製材輸出に対する関心が急速に高まった。この動きは50年に入って一層高まり、9月には、ワ

シントン州，オレゴン州，アイダホ州の米国北西部 3 州で構成している北西太平洋岸地域委員会（PNRC）の木材貿易使節団が来日し，我が国に対して製材輸入の促進を要請するに至っている。

なお，米国からの丸太輸入については，米国において 48 年 10 月，西経 100 度以西の連邦有林産の未加工材（丸太，割材等）の全面輸出禁止を内容とするワイアット・ハンセン法が成立する等，米国の丸太輸出規制の動きが高まったことに対処して，我が国においては 49 年 7 月以降 1 年間にわたって輸入量のガイドラインを設け，行政指導による自主規制が行われてきた。その後，我が国の木材需給の緩和に伴い米材輸入量が減少する方向に向かったため，我が国においては，50 年 7 月以降はガイドラインを撤廃し，政府の監視のもとに秩序ある輸入が図られるよう努められている。また，ワイアット・ハンセン法の適用期限は，従来 50 年 6 月までとされていたため，その期限切れを契機として，米国では丸太輸出制限をより強化する規制案も検討されたが，世界的な不況により，米国の木材輸出が低調なこと等から結果としてワイアット・ハンセン法の適用期限を 51 年 9 月末まで延長する措置がとられたにとどまっている。

次に，カナダのブリティッシュ・コロンビア州からの輸入についてみると，同州は 1906 年以来原則的に丸太輸出を禁止し，製材を輸出しているが，同国の製材輸出量の約 8 割が輸出されている米国の市況が悪化したことや，国内需要の低迷，製材工場等のストライキの長期化等もあって，木材関連産業は不況の色を濃くしている。こうしたなかで，我が国で枠組壁工法が一般工法化されたことに伴い，我が国への製材輸出量を増加させようとしており，ブリティッシュ・コロンビア州林産業審議会（COFI）が，連邦政府及び州政府の援助のもとに，枠組壁工法に関するカナダの技術及び製品に関する情報の提供等を行うための事務所を東京（49 年 3 月），大阪（50 年 7 月）に開設し，また，日本及びカナダの住宅建設及び資材供給に関する情報交換を目的とした日・加住宅会議が，49 年には東京で，50 年にはカナダで開催される等，これらに関連する動きが活発化している。

以上のように，米国及びカナダの我が国に対する製材輸出意欲が高まっていることにかんがみ，我が国としても原料である丸太輸入の安定に努めつつ，これら各国の製品輸出増大を図ろうとする動きに対応し得る体制の整備を図っていくことが必要となっている。

ソ連材の輸入についてみると，43 年に，極東森林資源開発プロジェクトに関する基本契約（いわゆる第 1 次 K・S プロジェクト）の締結以来，46 年には，チップ及びパルプ用材の輸入並びにチップ等の生産設備等の輸出に関する基本契約が，49 年には第 2 次 K・S プロジェクトに関する基本契約が締結される等，同国からの計画的な木材輸入推進のための努力が積極的に展開され，これとともに一般契約による輸入も推進されてきた。しかし，49

年から 50 年にかけての我が国の不況による木材市況の低迷から、木材価格交渉等が難航したり、契約した木材を引き取り得ない状況が生じ、一方では、日本側の希望が多いエ、ゾマツ、トドマツが少なく、カラマツが多いなど樹種の問題が生じつつある等、今後、両国間の貿易を円滑に進めるうえで双方の理解協力を深めることが必要な面も少なくない。

次に、南洋材の輸入状況をみよう。我が国への主要なラワン材輸出国であるインドネシア、フィリピン、マレーシア（サバ州及びサラワク州）では、国内の木材需要が少なく、3 国の木材（用材）生産量の 7 割（1973 年）を輸出し、これら諸国の経済上、木材輸出は極めて大きなウエイトを占めているが、その輸出量の 6 割強（1973 年）は日本向けである。

このような状況のなかで、49 年から 50 年における我が国の木材輸入量の急激な減少は、これら 3 国における輸出額の減少、伐採事業所の閉鎖とこれに伴う現地労働者の雇用問題の発生等さまざまな影響を生じさせており、このため、これら輸出国の木材供給力は、今後、輸入国の需要が急増しても円滑に対応できないほど低下しているといわれている。

こうしたなかで、これら 3 国の木材関係者は、輸出相手国の景気変動に左右されることなく、安定的な輸出を行い得る体制を確立するため 49 年から 50 年においては、これら 3 国の民間企業の組織する東南アジア木材生産者連合（S E A L P A）の会議を今日までに数回開催し、最低輸出価格水準の検討、生産数量の協議、消費国の経済、市場調査等について 3 国が協力することとし、50 年に入ると、最大の輸出先である我が国の木材輸入関係者に対して木材輸入見通しの提示を求めるとともに、産地側としての生産計画を示し、我が国の木材輸入関係者がこれに即した計画的な輸入を行うよう求めている。

以上のように、49 年から 50 年にかけての我が国の木材輸入量の減少は、東南アジアの木材輸出国をはじめとする木材の輸出国の経済に大きな影響を与えており、我が国の木材需給及び価格の安定は、国内の需要者及び林業者にとって重要であるばかりでなく、国際的にも関心事となっている。また、それとともに、輸出国側において丸太輸出から製品輸出への転換の動きや、丸太輸出の数量わく及び輸出価格の最低水準の検討の動きが活発化する等、我が国の木材輸入のあり方に転換を求める動きが高まっている。

今後、世界の木材需給が長期的にはひっ迫化することが予想されるなかで、長期にわたって海外資源に多くを依存しなければならない我が国としては、国際協調を基本としつつ、輸入相手国の経済事情、木材需給動向、環境保全及び森井資源整備の要請等に十分配慮した秩序ある輸入に努めることが重要である。

特に、開発途上国からの木材輸入に当たっては、相手国の森林資源の造成、林業振興等に

対する資金的、技術的な協力を進めることが必要となっており、こうした状況から、49年8月に設立された「国際協力事業団」等を通じて積極的な国際協力を行うこととしている。このため、49年から50年においては、フィリピン、インドネシア、パプア・ニューギニア、ブラジルの森林造成及び森林開発に協力するための調査が実施されるとともに、我が国の技術者の派遣及び研修並びに相手国の林業技術者養成確保のための研修者の受入れ等が積極的に行われ、また、現地における林業開発事業に付随して必要となる学校、病院、道路等の関連施設の整備に必要な資金及び技術の開発・改良と一体として行う造林事業に必要な資金が融通されており、このような協力事業に対しては、相手国からも大きな期待が寄せられている。

2 木材価格

(1) 概況

49年から50年にかけての木材価格の動向を日本銀行「卸売物価指数」の動きによってみると、一般卸売物価が騰勢は衰えたもののなお上昇傾向で推移したなかで、木材価格は、建設活動の大幅な減退等の影響を受けて、下落傾向で推移するものが多くみられた。いま、「製材・木製品」価格指数（45年=100.0）の推移をみると（図III-1）、48年末の石油需給ひっ迫を契機として価格は急激に押し上げられ、49年2月には、182.3となったが、その後は、総需要抑制策の効果の浸透により実需要が低調となったため下落に転じ、49年11月には152.0とこの間17%下落した。しかし、12月になると、10月頃からの輸入商社の輸入量の削減による外材の在庫量の減少や、各流通段階で年末の在庫手当が進められた結果、若干の上昇に転じ、50年1月には156.0となったが、実需要が依然として低調であったことから、2月以降は若干の変動を伴いつつほぼ横ばいで推移し、50年12月には153.1となった。

以上のような木材価格の推移の結果、49年10月以降「製材・木製品」価格指数は、卸売物価指数を下回っており、このような状況にかんがみ、48年7月の「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（いわゆる「買占め等防止法」）の施行と同時に同法の特定物資に指定されていた丸太、製材、合板のうち、製材及び合板については49年9月指定を解除された。

なお、木材価格の異常な高騰に対処するため、49年10月に発足した（財団法人）「日本木材備蓄機構」は、製材、合板の買入れを49年から開始し、50年12月末現在、製材8万m³、合板120万枚（2.5mm換算）が首都圏、中京圏、近畿圏の3大都市圏に備蓄されている。

(2) 丸太、製品別の価格動向

(1) 丸 太

49年から50年にかけての丸太価格の動きをみると、国産丸太価格と輸入丸太価格には各々異なった動きがみられた。

まず、「国産丸太」価格指数（45年=100.0）は48年来の急激な上昇から49年1月には164.4となり、その後はほぼ横ばいで推移した後、4月から再び上昇傾向に転じ、8月には180.0と1月に比べて9%上昇した。しかし、9月以降は秋需要が低調であったことから49年12月まで下落に転じ、12月には159.0と8月に比べて12%下落した。50年に入ると、季節的な品薄感や、住宅建設のうち、国産材との関連の深い持家の建設に3月以降一時的な回復がみられたことから上昇傾向に転じ、6月には165.3となり、その後は緩やかな下落傾向で推移している。

次に、輸入丸太価格の動きをみると、49年年初は、前年来の急騰が続き、2月に174.7となったが、3月以降は下落に転じ、11月には138.2と2月に比べて21%下落した。12月から50年年初にかけては、49年10月から輸入量が減少しはじめていたこと等による先行き品薄感から、流通各段階で在庫手当が進められたため上昇に転じ、50年2月には155.1まで上昇したが、合板製造業が依然として不振を続けたこと、米材輸入が1月以降再び増加し、在庫が増えたこと等により再び下落傾向で推移し、50年12月には138.8と2月に比べて11%下落した。

以上のように49年から50年にかけての丸太価格の動きをみると、(1)輸入丸太価格が下落した49年3月から49年7月まで、50年3月から50年10月までの間、国産丸太価格は、上昇傾向ないしほぼ横ばいで推移していること、(2)49年4月以降前年とは異なって国産丸太価格指数が輸入丸太格価指数を一貫して上回っていること、(3)国産丸太価格に比べて輸入丸太価格の方が下落幅が大きく、かつ下落した期間が長期にわたったこと等の特徴がみられるが、このような価格動向の背景としては、国産材の価格が、49年における秋の建設活動に対する期待感の高まりや、50年3~7月における国産材と関連の深い持家の新設着工戸数が一時的に増加したこと等の住宅建設に関する動向に深くかかわりあっているのに対し、輸入丸太の価格は、建設活動が一般的に低調であったことのほか、実需要に比して輸入量が多かったこと、合板市況が低迷していたこと等が影響したものと考えられる。

更に、在庫の面からみると、需要者に根強い人気がある国産材に品薄感があつたのに対し、外材については、米材を中心として在庫圧迫の影響があつたことによるものと考えられる。

次に、1m³当たりの丸太価格（実数）の動きを農林省「木材価格調査」の工場着購入価格によってみると（図III-2）、ヒノキ中丸太の価格は、49年中は最高が7万200円（8月）、最低が6万800円（3月）とかなり大幅な値動きを示したが、50年に入るとほぼ横ばいで推移している。また、スギ中丸太の価格は大きな変動はなく、49年1月の3万4,100円に対し50年12月は3万700円となっている。

輸入丸太についてみると、ラワン、米ツガ、北洋エゾマツはいずれも下落傾向で推移し、49年1月の価格はラワン丸太（フィリピン材）3万1,800円、米ツガ丸太2万9,100円、北洋エゾマツ2万6,600円であったものが、50年12月には、2万4,600円、2万4,000円、2万1,900円と49年1月に比べて24%、18%、18%の下落となっており、特に、ラワン丸太価格の下落が大きかった。また、国産材と外材の価格差をスギ中丸太と米ツガ丸太についてみると、49年上期において価格差が大きくなり、49年1月には1m³当たりスギ中丸太が5,000円上回っていたものが8月には8,600円に拡大し、その後若干価格差が縮まったものの50年12月には6,700円となっている。

（2）製材

製材価格の動きを日本銀行「製材」価格指数（45年=100.0）によってみると、製材価格は48年6月から上昇しはじめ、49年1月に182.3とピークに達したが、製材需要の落込みから、2月以降は下落傾向で推移し11月には148.1と1月に比べて19%下落した。

その後、12月から50年2月にかけては、外材丸太の在庫減少が製品に関しても先行き品薄感を強めたことや、各流通段階における年末の在庫手当の活発化により上昇したが、3月以降は、木材輸入量が再び増加し在庫圧力が強まったためほぼ横ばいで推移している。

次に、主な製材の1m³当たりの卸売価格を農林省「木材価格調査」によってみると（図III-3）、49年ではヒノキ正角は最高は11万1,500円（8月）、最低は9万5,500円（3月）と前述のヒノキ丸太価格と同様の大幅な動きを示したが、50年に入ると10月まではほぼ上昇傾向で推移し、11月、12月には下落している。スギ製品についてみると、スギ正角、スギ平割とも49年中は若干の変動を示したが、50年に入るとほぼ横ばいで推移し、49年1月にスギ正角5万9,200円、スギ平割5万6,600円であったものが、50年12月には5万2,900円、4万5,800円と11%、19%の下落となっている。また、外材製材をみると、国産材製材よりも下落幅が大きく、49年1月の米ツガ正角4万8,600円、北洋エゾマツ平割5万1,900円に対し、50年12月には3万8,100円、3万8,500円とこの間、22%、26%の下落となっている。

また、国産材と外材の価格差を、スギ正角と米ツガ正角についてみると、49年1月の価格差は1万600円であったのが、50年12月には1万4,800円と丸太と同様、製材品についても49年年初に比して価格差が大きくなっている。

(3) 合板

合板価格の動きを日本銀行「合板」価格指数(45年=100.0)によってみると、石油需給ひっ迫時の供給不安によって、48年11月の145.4から49年1月には197.8とわずか2ヵ月間で36%もの大幅な上昇を示した合板価格は、2月以降は暴落に転じ、49年11月には、100.3と1月に比べて49%もの下落となった。このように合板価格が暴落したのは、48年末からの価格の上昇が必ずしも実需要を伴ったものでなかったこと、49年に入ってから住宅建設の減退から更に需要が減少したこと、48年において価格の高騰に対処して47年の6倍もの輸入がなされ、これが在庫圧力となったこと等によるものと考えられる。その後、普通合板については50年1月から「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき、安定事業が実施され、減産体制が確立したこと等により、市況は回復に向かい、50年2月には116.7となったが、依然として実需要の回復がみられないため、3月以降若干の変動を伴いながら横ばいで推移している。

(4) 木材チップ

木材チップ価格は、49年に入っても前年来の上昇傾向を続け、日本銀行「木材チップ」価格指数(45年=100.0)は、49年1月には149.7となり、49年11月には188.6とピークに達した。丸太、製材、合板等の木材価格が下落傾向に転じたなかで、このように木材チップ価格が上昇し続けたのは、48年の紙不足時に、紙パルプ業界が先行きの原料不足を見込んでかなり積極的に原料手当を進めており、この価格高騰時に契約されたものが多量に入荷されたことによるものと考えられる。しかし、49年後半以降は、紙パルプの原料消費の減少から在庫が急激に増大し、12月以降は下落傾向で推移している。

また、木材チップ価格のうち、輸入チップ価格(実数)の動きを、大蔵省「日本貿易月表」による輸入量及び輸入金額から求められるm³当たりの価格によってみると、49年は年初から上昇傾向で推移し、1月に6,400円であったものが、49年9月には1万円と、この間57%の上昇を示した。その後は1万円を若干下回っていたが、50年に入ると1月には1万200円と再び1万円台となり、以降は若干の変動を伴いつつ、1万円台の横ばいで推移し、50年12月は1万800円となっている。

(5) 立木価格

立木価格の動きを日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」によってみると、50年3月末現在の立木利用材積1m³当たりの価格は、スギが1万9,700円、ヒノキは3万5,900円、マツは1万900円となった。これを49年3月末現在の価格と比べると、スギは1%上昇、ヒノキは5%上昇、マツは7%下落となっており、20%前後の大幅な上昇を示した前年とは異なって小幅な動きを示した。

3 木材の流通加工

(1) 木材の流通

木材の流通は、丸太・製品別、国産材・外材別にその形態に相違がみられるが、このうち製材用と合板用丸太及び製材の流通をみると（図 III-4）、丸太段階では、供給者である国内森林所有者、輸入商社等から、需要者である製材工場、合板工場等へ、また製材段階では、供給者である製材工場、合板工場等から需要者である大工・工務店、住宅生産企業等へとそれぞれの経路を経て流通している。

47年農林省「木材販売構造調査」によって、47年に木材の取引のあった事業所をみると、総事業所数は3万8,955で、その業種別内訳は、製材工場（2万2,599）、合板工場（655）、木材市売市場（522）、木材センター（58）、木材販売業者（1万5,121）となっている。また、その事業規模をみると、近年、木材市売市場や木材センター、合板工場等に規模の大きいものの増加がみられるが、47年の調査によると、総数の76形は販売金額1億円未満であり、70%は従業員数が10人未満のもので占められており、依然として零細なものが多く、この要因としては、供給面において国産材生産が小規模分散的に行われていること及び製材需要の主体が伝統的な大工・工務店の受注生産による住宅建設であり、少量、多品種の個別分散的需要が多いという丸太供給と製品需要の両面にわたる要因によるところが大きい。

木材の流通は、近年の木材需要の増大傾向、供給面における外材供給量の増大等のなかで、各流通段階においてかなりの変化がみられるが、この流通の変化を、農林省「木材販売構造調査」及び農林省「木材生産流通調査」をもとに、丸太については製材工場の購入量の変化から、製材については製材工場の販売量の変化からみることにしよう。

まず、製材工場の丸太の仕入先別購入量をみると（表 III-6）、国産材丸太については、森林所有者からの立木購入及び木材販売業者からの丸太購入の減少割合が大きいのに対し、営林署等国・公共機関からの立木及び丸太購入、木材市場からの購入が増加している。この

ような仕入先別の購入量の変化のうち、(1)森林所有者からの立木購入量が減少しているのは、製材工場の外材傾斜化が進んでいることや、木材市売市場からの入手の容易さ等から、製材工場のなかに自らが兼業する丸太生産部門を縮小するものが多くなってきたこと等、(2)木材販売業者からの丸太購入量の減少については、国内の伐採量の減少のなかでこれら木材販売業者の活動余地が狭められたこと等、(3)木材市売市場からの丸太購入量の増加については、木材市売市場が信用力等を背景に安定的な集荷を行ってきたこと、製材工場が現物取引によって適材適量を購入できること等によるものと考えられる。

また、外材丸太の仕入れについてみると、商社からの購入量よりも木材販売業者からの購入量の伸びが著しく、また、木材市売市場からの購入量が大幅に減少している。このような変化の要因としては、近年、製材工場の外材傾斜化が進み内陸部に多い中小規模の製材工場の外材丸太需要が増加しているが、これらの工場では、商社による木材販売業者の系列化が進むなかで、大量輸入、大量販売を行う商社から直接には購入し得ず、材種、径級等により選別して販売する木材販売業者から購入していること等、また、木材市売市場からの購入量の減少については、外材が大量取引に適しており、競りによる取引になじみ難いという性格があること等があげられる。

次に、製材の販売先別販売量の変化をみると(表 III-7)、国産材製材については、大工・工務店等需要者及び小売業者への販売量の減少割合が大きいのに対し、木材問屋への販売量は増加し、木材市売市場については、販売量の減少は比較的小さなものにとどまっている。

このような販売先別販売量の変化のうち、小売業者への販売量の減少が著しいこと及び木材市売市場への販売量の減少割合縦いことは、この間小売業者の取扱材の外材化が進んだこと、小売業者のなかに比較的弾力的な取引ができる木材市売市場に依存しているものが多いこと等、また、木材問屋への販売量が増加しているのは、相対による安定した取引をもとめる工場側の動き、問屋側の集荷競争等によるものと考えられる。

外材製材の販売先別販売量の変化をみると、木材問屋、木材市売市場、木材センター等卸売業者への販売量は、量的に小さい木材センターへの販売を除き増加割合が小さく、また、少量取引が主体の大工・工務店への出荷量の伸びが小さいのに対し、小売業者への出荷量の伸びが著しいことが注目される。このように、卸売業者への販売量の伸びよりも小売業者への販売量の伸びが大きいのは、外材製材が国産材製材に比べて、品質格差が少なく、現物取引の必要性が乏しいこと等から、製材工場と小売業者が結びつきやすい面が存在すること、外材製材には価格の安いものが多く、取扱量が多い割合に利益が小さいため、製材工場が価格面で有利な小売業者への直接販売を増加させる傾向があること等によるものと考えられる。

以上、近年における木材流通の変化を、製材工場の丸太入荷及び製材出荷段階における取引関係の変化を中心にみたが、木材流通業の49年から50年における業況をみると、前述のような木材需要の減退、市況の悪化によって49年度の業況は不振となった。これを、中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、木材販売業（小売業）の売上高対営業利益率は、49年度においては0.3%と48年度の4.1%に比べて3.8ポイント低下し、全小売業平均の3.2%を大幅に下回っている等、販売業のなかにおいても木材販売業の不振が特に大きかったことがうかがわれる。

また、これら木材流通業の木材販売状況を、東京木材市売市場に加盟する都内の11市場の販売実績についてみると、48年までの市場の販売量は、ほぼ安定的な推移を示してきたが、49年においては年初から急減した。この販売量の動きを期を追ってみると、前年と比較して1～3月期、4～6月期は各々17%減、7～9月期は21%減、10～12月期は13%減といずれの期においても減少が著しく、年間では17%の減少となった。更に、50年に入っても、1～3月期は5%減少し、その後若干の増加がみられたものの依然として低調な動きを示し、年間の販売量は、減少の著しかった前年とほぼ同程度で2年続いて停滞した。このような不況時における販売量の減少は46年においてもみられるが、46年の販売量の減少割合は45年の6%減にとどまっていることからみても、今回の不況による影響の大きさがうかがわれる。

また、関東木材センター問屋協会連合会に加盟している35の木材問屋の販売についてみると、49年は、販売数量が前年の18%減、販売金額では16%減と落ち込み、50年においても販売金額が前年の2%減となっており、極めて低調な動きを示している。

以上のような木材流通業の不振のなかで、49年から50年においては、近年活発化しつつあった大手企業によるストックポイントの設置、既存の流通業者による小売店の大型化、大都市郊外への店舗の増設等の木材流通をめぐる動きは、停滞的な様相をみせた。これに対し、枠組壁工法による住宅供給については、同工法の一般工法化と同時に建設業、商社等のなかに積極的な取組をはじめたところも多く、更に、これを契機として商社が、住宅部材の大工・工務店への販売に取り組もうとする動きもあり、今後その動向が注目されている。

(2) 木材の加工

木材・木製品製造業について通産省「工業統計」によってみると、47年末現在、事業所数は4万8,500、従業者数は51万3,000人、出荷額は2兆6,300億円となっており、全製造業中従業者数では4.4%、出荷額では3.3%を占めている。

これらの事業所のうち、出荷額の約5割を占める製材業及び2割を占める合板製造業の49年を中心とした動向についてみよう。

まず、製材工場数及び合板工場数等の動きを農林省「木材生産流通調査」によってみると、49年末現在の製材工場数は2万4,016工場で前年同期とほぼ同数であったが、これを製材用動力の出力階層別にみると(表III-8)、7.5~37.5kw未満の小規模な工場は1万2,434工場で前年より4%減少したのに対し、37.5~150kwの工場は9,945工場で4%増加、150kw以上の工場は1,637工場で7%増加し、全体としては、1工場平均の出力数は前年に比べ5%増となっている。また、工場を国産材・外材工場別にみると、国産材専門工場はほぼ横ばい、国産材と外材の併用工場は前年より3%減少し、外材工場は12%増加している。

合单板製造工場数は、49年末で769工場で前年同期より29工場増加した。これを類型別にみると、単板のみを製造する工場は56工場で前年より7形減少したのに対し、普通合板と特殊合板を製造する工場は66工場で前年と同数、普通合板のみを製造する工場は201工場で5%増、特殊合板のみを製造する工場は446工場で5%増となっている。

次に、製材業及び合板製造業の49年度における経営状況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると(表III-9)、製材業、合板製造業とも経営資本対営業利益率、売上高対営業利益率は、48年度に比して大幅に低下し、また、49年度の製造業平均のそれと比較しても極めて低くなっており、更に、欠損企業の割合も製材業、合板製造業の割合が製造業平均のそれに比べて大きく、木材関係製造業の業況の不振は製造業のなかでもきわだったものであった。

このように、49年度の製材業及び合板製造業の経営内容は著しく悪化しているが、これは、49年年初以降の住宅建設活動等の減退に伴う製材、合板需要の減少、製品価格の低迷による売上高の大幅な減少、賃金の上昇等によるコストアップ等のためと考えられる。50年に入ってから経済活動は目立った回復をみせず、2ヵ年を超える長期かつ大型の不況となっているところから、操業短縮等による減産の実施、在庫の調整が行われたが、経営内容は悪化の傾向にあり、赤字の累増、資金繰りの悪化等不安定な状況を呈している。このため、50年に入り、木材・木製品製造業においても倒産するものが増加している。これを民間調査機関の調べによる木材製造業の負債総額1,000万円以上の倒産件数によってみると、49年には197件、50年には256件となっており、近年において最高の倒産件数を示した45年の338件には及ばないもののかなりの数にのぼっている。

今回の不況による倒産の原因をみると関連倒産によるもの、設備投資の増大や経営の多

角化による資金の固定化によるものが多く、例えば、製材業者の倒産事例についてみれば、今回の不況に入る前に、既設製材工場の施設を拡充して、その生産規模を増大し、短期間にその仕入れ、売上げ等を急激に拡大したため、借入金の急増による金利負担の増大や資金の固定化が生じ、不況に伴う売上げの停滞等により、資金繰りが悪化して倒産しているものがあり、また、木材関連以外の事業部門に進出する等経営の多角化を図ったが、その後の不況で進出した他部門の業況が悪化し、資金が固定化したうえ、製材部門の売上げの停滞が加わって倒産するなどの事例もみられる。

このような状況のもとで、国は、政府系中小企業金融 3 機関等の貸出わくの増額等の措置を講じてきたが、このなかで製材業、合板製造業等も不況業種としての配慮がなされた。また、担保力、信用力に劣る中小企業の信用補完のために、49年9月から製材業（50年9月解除）、合板製造業等を中小企業信用保険法に基づく倒産関連保証適用業種に指定して、債務保証制度の積極的活用による融資の円滑化に努めるとともに、50年1月からは木材・木製品製造業を雇用保険法に基づく雇用調整給付金制度の対象業種として指定し、7月以降においても合板製造業等は、特に不況の著しい業種として数回にわたる指定期間の延長の対象となり、この制度により一定の要件を満たした休業を行った雇用主に対して雇用調整給付金が支給された。また、合板製造業については、市況の悪化等から49年夏以降業況が極度に悪化したため、50年1月から6月までの間、「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて需給の均衡を図るため生産調整を行う安定事業が実施されたが、その後も業況の不振が続き、このため50年12月から再び安定事業を実施するまでに至っている。

近年、我が国への木材輸出国が丸太輸出から製品輸出へと転換していこうとする動きがみられること等から、特に、臨海地域における大型製材工場や合板工場を中心に今後の競争条件は一層厳しくなるものと予想される。したがって、従来、高度経済成長下における木材需要のすう勢的拡大のもとで、比較的容易に進められてきた個別企業の大型化等の動きについても、今日の厳しい経済情勢と今後の経済見通しに即し、個々の企業の実情に応じて慎重な見直しを行うことが必要となっているものと考えられる。このような観点から、今後、それぞれの業種における構造改善の推進、加工度の向上による付加価値の増大等に努めていくことが必要となっている。これとともに、特に、国産材の加工を行う内陸製材工場等については、全国的に根強く残っている在来工法の戸建て住宅需要を背景とし、かつ、住宅生産の近代化のすう勢に対応しつつ国産材の特質を生かした製品生産の増大、需要の開拓等を通じて生産性の向上を図っていくことが重要となっている。

4 特用林産物の需給等

主な特用林産物の需給動向を林野庁「特用林産物需給表」によってみると（表 III-10）、

近年、栗、くるみ等の樹実、しいたけ、なめこ、えのきたけ等きのご類のように食用となるものは、食生活の多様化、自然食品ブーム等により増加しているが、食用以外の特用林産物については、高級家具用材としての桐材は増加傾向に、松やに、竹材等はほぼ横ばい、木炭、薪は減少傾向にある。

49年の需給状況についてみると、まず、乾しいたけは国内及び海外のおう盛な需要に支えられ、需要量は、前年より33%増となった。供給及び価格の動きをみると、春作が近年にない豊作であったことから、年前半は一部で価格の値下がりするものもあったが、秋作が気象条件等から不作になったこと、産地在庫の品薄感等もあって価格は堅調に推移し、年平均価格は1kg3,408円（東京都集荷業者倉庫渡し、こうしん、並）で前年並み（1%上昇）となった。また、輸出についても順調に伸長し、年間では2,600トンで前年より61%増となった。

生しいたけは、生産が年を通じて順調に行われ、需要面においても大都市の需要を中心に増大し、年間の需要量は前年より9%増加した。価格についても堅調に推移し、年平均価格は1kg711円（東京中央卸売市場）で前年より17%上昇した。

漆についてみると、49年の需要量は、前年より10%増となった。漆の供給量は、99%が輸入でまかなわれており、輸入量のうちの66%を中国、26%を台湾から輸入しているが、48年7月以降輸入価格が急騰し、例えば、輸入量の大半を占める中国産漆の輸入単価の推移をみると、48年6月に1kg833円であったものが、49年1月には3,161円、11月には6,098円となった。このような著しい価格の上昇が漆器生産者等に大きな影響を与えており、国産漆の生産量の増大を図ることが緊急な課題となっている。

次に桐材の需給状況についてみると、49年は前述のように消費性向が著しく低下したことから、年初来桐家具の需要も低迷し、このため桐材需要量は前年より10%減少した。このような需給の緩和により価格も全般的には低迷したが、優良桐材については、品不足もあって堅調な動きを示し、生産地の桐材丸太の年平均価格は1m³当たり、13万5,300円（新潟県加茂駅渡し、末口径20~30cm、長さ2m、品等1等）で前年より9%上昇した。

木炭の需要については、48年に前年の4割減と大幅に落ち込んだが、49年は8%増加となった。価格については、48年末の石油の供給削減問題による家庭用燃料の需給ひっ迫を契機として上昇し、黒炭（岩手県産本線物、堅1級6kg）の年平均価格は1,238円（東京市場）で前年の1.6倍となった。

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

(1) 林産物の生産

ア 丸太生産

我が国の丸太の生産量は、42年をピークとして43年以降連年減少傾向にあるが、49年においても前年より7%減少し、3,887万m³となった(表IV-1)。丸太生産量を森林の所有形態別にみると、私有林では、48年において木材価格の高騰を背景として6年ぶりに前年実績を上回るという注目すべき動きをみせたが、49年においては、再び前年より2%減少し、2,593万m³と47年の生産量を若干上回る程度となった。

近年における丸太生産の減少傾向の要因には、伐採適期に達した人工林が少ないこと、林道が未整備なことなどがあげられるが、49年の生産量が減少したのは、総需要抑制策の効果の浸透等のなかにあつて、住宅建設等木材需要部門の産業活動が大幅に減退し、このため製材需要等の木材需要の減少及び木材価格の低迷が続いた結果、森林所有者の生産意欲が減退したことによるところが大きいものと考えられる。

次に、公有林及び国有林の生産量についてみると、49年においては、公有林が255万m³で、前年の1%増とほぼ横ばいであったのに対し、国有林では前年より18%減少して1,039万m³となった。このように、国有林における49年の生産量が大幅に減少したのは、近年の国土保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能の確保の要請の高まりにこたえて、48年度から大幅に伐採量の縮減を行ってきたことのほか、製品生産事業におけるチェーンソー使用による振動障害問題との関連、自然災害の発生等による生産事業の遅れなどによるものと考えられる。

次に、生産量を針葉樹・広葉樹別にみると、針葉樹は前年より11%減少して、2,224万m³となり、広葉樹は前年と横ばいの1,663万m³となっている。針葉樹の生産量を主要樹種別にみると、前年には比較的順調に生産されたスギ、ヒノキが各々13%減少したのをはじめ、アカマツ・クロマツ、カラマツ・トドマツ・エゾマツ等いずれも大幅に減少している。なお、広葉樹の生産量が前年とほぼ同量であったのは、パルプ原料として48年秋に紙パルプ産業の手当てしていたものが、49年になって工場に入荷したためである。

更に、生産量を「1970年センサス」の全国農業地域区分による地域別にみると、北陸で前年より2%増加している以外は、いずれの地域でも前年より減少している。また、私有林

のすぎ、ヒノキの生産量についてみても、ほぼ横ばいだった東山を除いて、いずれの地域でも前年より減少している。特に、戦後つとに積極的な人工林化が進められ、現在では人工林率が 50%近くに達しており、近年生産量が横ばいないし増加傾向にあった四国及び九州において、再び生産量が前年を下回ったことは、今回の不況が国内の林業生産活動に与えた影響の大きさを示すものと思われる。

次に、国産材の生産、流通に重要な役割を果たしている素材生産業者の現況をみると、業者数は、全国で約 2 万 5,000 であり、その経営形態別の割合は、個人 61%、会社 30%、森林組合 7%、その他 2%となっている。また、その経営規模については零細なものが多く、年間生産量 2,000m³ 未満のものが全業者数の 8 割を占めている。これら素材生産業者は、一般に資本装備がせい弱であること等経営基盤が弱いうえに、近年、伐採の減少によって立木手当等が難しくなる傾向にあり、その経営の安定を図るためにより多くの努力が必要となってきた。このような情勢のなかで、50 年 1 月には関係業者が全国素材生産協同組合連合会を設立し、素材生産業者を組織化し、事業の協業化、近代化、合理化を推進する動きがみられた。

イ 特用林産物の生産

我が国の特用林産物は種類が多く、数十品目にも及んでおり、49 年の総生産額は約 1,700 億円に達している。これを食用、非食用に分けて 49 年の生産の概況をみると、食用となる特用林産物は、きくらげとまつたけを除き、しいたけ、なめこ、えのきたけ等はいずれも生産量が増加しており、なかでもしいたけ生産の伸びが目立っている。これに対して非食用の特用林産物は、近年、一般に減少傾向にあり、49 年においてもこの傾向に大きな変化はないが、品目別にみると漆や竹材などのように生産の増加がみられるものもある。なお、農林省の「林業生産指数」(45 年=100)によって、特用林産物部門の動きをみると、前年より 16 彩上昇して 152 となっている。

以下、主な品目別に生産動向をみよう。

まず、これら特用林産物の生産額のなかでは、最も大きいシェアを占めるしいたけ生産の動きをみると、乾しいたけの 49 年の生産量は 1 万 2,000 トンで前年よりも 36%増と大幅な伸びを示し、生しいたけの生産量も前年より 9%増加して 5 万 5,000 トンとなった。この結果、両者の生産額を合わせると約 790 億円と農業における豆類の生産額 780 億円を上回るに至っている。

また、しいたけの生産者についてみると、49 年末の生産者数は 21 万 4,000 人で前年より

5%減少している。生産者をほだ木の所有本数規模別にみると、3,000本未満層が72%、3,000～1万本層が19%、1万～3万本層が7%、3万本以上層が2%となっており、小規模な生産者が大部分を占めているが、近年、3,000本未満層の生産者が減少しているのに対し、それ以上の層は年々増加傾向にあり、これに伴って1生産者当たりの所有ほだ木本数も増加し、生産規模の拡大がみられる（表IV-2）。

しいたけ生産は、全国的に行われているが、乾しいたけ生産の多いのは、大分、宮崎、愛媛等概して大消費地から遠い地域であるのに対し、生しいたけ生産の多いのは、群馬、茨城、栃木等大消費地に近い地域に集中している。

次に、東北地方を中心に行われているなめこの生産についてみると、生産量は年々増加しており、49年には前年に比べ7%増の1万2,800トン、生産額は約80億円となった。この生産量の増加は、42年頃から全国的に普及しはじめたオガ屑培地（オガ屑と米ヌカを混合したもの）を使用した容器栽培に負うところが大きく、このオガ屑栽培なめこの生産量は、49年の全生産量の72%を占めるに至っている。

えのきたけの生産は長野県を中心に行われており、49年の生産量は、前年に比べ12%増の3万4,000トンで、生産額も約190億円に達している。えのきたけの生産量の伸びは、特に、最近の5年間に於いて著しく、1万トン台に達した45年から毎年4,000トン以上増加し、49年には45年に比べて3倍となっている。この生産量の増加は、なめこと同様にオガ屑培地による容器栽培の普及、定着によるところが大きく、これによって原木栽培の場合よりも短い期間での生産や、周年栽培が可能になるなど、生産技術が向上したためである。

桐材の生産についてみると、49年の生産量は前年より8%減少して2万4,600m³であり、生産額は約30億円となっている。このように生産量が減少したのは、伐採可能な国内資源の減少等によるものであるが、ここ数年、家具の内装材として桐のもつ優れた特性が見直され、需要が増加傾向にあることから、桐の造林に対する関心が高まってきており、40年頃には年間10万本以下になっていた桐の植栽本数が49年には61万本と、桐植栽の盛んだった30年代の水準に近づいている。また、桐の植栽はブラジル等の諸外国でも行われており、短期間で成林するので、これら外国産輸入桐材と国産桐材との競合が予想され、今後の動向が注目される。

竹材の生産量は、37年頃から全国的に広まった、まだけの開花枯死現象と労働力確保の困難化による竹林の放置等により、年々減少してきたが、開花枯死現象が48年頃に峠を越えてからは徐々に回復に向かっており、49年のもうそうちく、まだけ、めだけ等を合わせた生産量は1,170万束と3年ぶりに1千万束台を超え、生産額は約100億円となっている。

漆の49年生産量は6.5トンと前年より50%増加したが、国内消費量の1%を占めるにすぎず、輸入価格の上昇、品質の優れた国産漆に対する需要増大等から生産量を増加し、自給率を高めることが望まれている。

以上のように、近年、特用林産物の生産は、きのこ類を中心に総体として増大の傾向にあるが、その多くは地域の特産物として重要な位置を占めるようになってきており、また、林業における早期収益部門として、安定的な林業経営を確保するうえからも重要な意義を有している。このため、将来の需給動向にも十分配慮しつつ、その生産の一層の振興を図っていくことが望まれている。

(2) 育 林

ア 造林

近年における造林の動向をみると、人工造林面積は減少傾向にあり、49年度には24万3,000haと前年度より10%減少した(表IV-3)。

これを再造林(人工林伐採跡地の造林)、拡大造林(天然林伐採跡地・未立木地等の造林)別にみると、再造林面積は4万4,000haで前年度より3%減とわずかの減少にとどまったが、拡大造林面積は19万9,000haで、前年度に比べ11%の減少となった。

また、造林を行った経営主体別にみると、私営は前年度より7%減少して12万7,000ha、公営は18%減少して5万3,000ha、国営は7%減少して6万4,000haとなっている。

このような造林動向とその要因についてみると、まず、再造林については、40年度には8万6,000haであったものが、林業生産活動の停滞等によって漸減し、49年度には40年度のほぼ半分となっている。49年度における対前年度減少率がそれまでの年度に比べて比較的低かったのは、公営、国営の再造林面積が減少したものの、私営において、48年に、前述のようにスギ、ヒノキ等の生産が活発化して伐採面積が増加し(表IV-4)、この伐採跡地への造林が積極的に行われた結果、再造林面積が前年度より3%増加したことによるものである。なお、50年度の再造林については、49年の私・公・国営の伐採面積がいずれも減少していることからみて、全体として減少率が高まるものと見込まれる。

次に、拡大造林についてみると、40年代に入って、ほぼ横ばいで推移し、44年度には増加を示した拡大造林面積は、45年度以降減少を続けており、49年度には、45年度の約7

割程度となったが、このような減少傾向には地域によってかなりの相違がみられる。いま、私・公営の拡大造林について、地域別に、45年度を100とした47～49年度における年平均の指数をみると、人工林率が全国平均より低い地域ではいずれも指数が80以上となって全国平均(77)を上回っているのに対し、四国52、関東62、九州72と人工林化の進んだ地域での落込みは大きくなっている。

このように人工林化の進んだ地域で落込みの度合いが大きいのは、これらの地域での人工林化目標達成率は既に80%を超えており、造林対象地の多くが奥地天然林地帯であったり、里山地帯でも入会林野等権利関係の複雑な森林であるため、造林が進め難いこと、更に、保育に重点が移りつつあること等に、林道の未整備等の要因が加わって、造林が急速に減少してきていることによるものである。

なお、これらの要因のほか、短期的な動きとしての49年度の拡大造林面積が前年度より減少した要因についてみると、私営及び公営の場合は、49年に全国的な発生をみた雪害等気象災害による被害造林地の復旧に、森林所有者が多く経費や労働力を費し、造林に手が回らなかったこと、気象災害等に基づく苗木の生産量減少に伴う苗木代の上昇や賃金の上昇等によって造林経費が増大したこと、森林開発公団による造林が総需要抑制策による公共事業予算の伸悩み等によって前年度よりほぼ半減したこと等に加えて、木材価格の低迷等から造林投資に対する森林所有者の意欲が減退したことが大きな要因となっているものと考えられる。また、国営については、主として48年の伐採面積が、47年より16%減少し、49年度の造林対象面積が少なくなったためである。

次に、保育の動向についてみよう。保育は、人工林施業においても、天然林施業においても、健全、優良な森林を造成するためには必要不可欠なものである。保育を必要とするI～IV齢級の人工林面積は、49年度末現在約630万haで、これを40年当時の面積と比較すると約4割増加しており、保育作業の必要性はますます高まってきている。

このような近年の拡大造林の進展に伴う保育対象林分の累増は、森林所有者における所要労働力、資金の増大を招いているが、これに対して経営上の諸条件は賃金水準の上昇等によって悪化傾向にあり、保育の不足、新規拡大造林の手控えといった事態が生ずるに至っている。

このような事態を克服して活力に満ちた健全な森林を造成するためには、私有林に一般的にみられる小規模分散的な作業対象林分を集団化することによって、作業効率の向上、林業労働者の就労の場の拡大等を図っていくことが必要である。また、森林施業においては、新植から保育に至る一連の作業の計画的実施を図ることが重要であるので、林業施策

の面でも、森林施業が円滑に行われるよう、それぞれの作業過程を一貫した適切な造林施策の体系的整備を図っていくことが必要である。

次に、保育のうち枝打ちの状況についてみると、枝打ちは良質材の生産を図り単位面積当たりの収入を高めるとともに、病虫害発生予防、地力維持等健全な森林の育成に大きな役割を果たすところから、近年、全国的に関心が高まってきており、その実行状況を若干の県についてみると、奈良、埼玉、三重等古くからの林業地のある県で積極的に実行されていることが注目される。これら良質材生産地として一般に知られた林業地では、枝打ちされた材は、それ以外の材と比べて有利に販売され、これがまた枝打ちの普及に役立っている。一方、枝打ちを導入してまだ日の浅い地域では、商品性の確立が不十分であるため、枝打ちをしても必ずしも有利な販売と結びつかない状況にあるものもみられる。このため一部の県においては、森林組合が枝打林分の登録台帳を備えつけ、販売の仲立ちをしたり、あるいは森林組合で優先的に買い入れるなど販売面から枝打ちの普及に努めている例もみられる。

次に、苗木生産の動向についてみよう。49年度における私・公営苗畑の苗木生産量（山行苗木の生産量）は、48年の全国的な干害による被害が引き続き影響したこと及び49年当初の凍害等の気象災害が主因となって、前年度に比べ17%減の6億3,000万本と大幅に減少した。この結果、苗木の需給はひっ迫化する様相を呈し、山行苗木の価格は著しく高騰した。特に、生産量の大半を占めるスギ、ヒノキについてみると、それぞれ前年度に比べ53%、50%の上昇となっている。また、私・公営苗畑の経営形態及び規模についてみると、49年8月1日現在の苗畑を経営する事業体数は全国で約2万1,000あり、その9割が個人経営、残りの大部分は森林組合の経営となっているが、これらのうち1ha以上の苗畑を経営するものはわずか4%にとどまり、零細な規模のものが多い（表IV-5）。

次に、林木の素質を改良し、遺伝的に優れた苗木を生産するための林木育種についてみると、32年度から国立林木育種場を中心に行われてきた育種事業の進展によって、主として林木の生長量を増大させることを目的として選抜、育成されてきた精英樹系統種苗を造林者に供給できる段階を迎えつつある。育種事業は、近年、増加してきている松くい虫等の病虫害や気象害に強い品種の育成を目的とした抵抗性育種、また、時代の要請に対応して緑化用樹木や広葉樹の育種、更には、貴重な林分の遺伝子保存等新たな分野への展開が必要であり、このため、その推進体制の整備強化を図ることが重要な課題となっている。

イ 間伐

戦後、積極的に行われてきた拡大造林により造成された人工林が、近年逐次間伐期に達

しつつあり、活力ある健全な森林を育成して、林業経営の健全な発展、林業生産力の増大等を図っていくうえから、間伐の適正な実施が極めて重要かつ緊急の課題となっている。

最近における間伐の実施状況をみると、46年から50年の5年間に間伐が実施された人工林面積は約32万haであるが、これは同期間内における要間伐面積の2割弱を占めるにすぎない。このように間伐の実施が進まないのは、搬出用の作業路等が未整備であること、生産の単位が小規模分散的であること等から、主伐に比して伐出経費のかかり増しが大きくなり、間伐材の流通面においても、計画的かつ安定した取引の対象となり難いこと、また、足場丸太等の需要が減退しつつあること等により、販売価格が主伐材に比して割安であること等の事情によるものと考えられる。

間伐の実施状況を樹種別にみると、面積ではスギが最も多く全体の約半数を占め、次いでカラマツ、ヒノキの順となっているが、要間伐面積に対する間伐実施面積の割合では、カラマツ、スギ、ヒノキの順となっている。

今後10年間に間伐を必要とする人工林面積は、400万ha近くに達するものと見込まれ、間伐をめぐる厳しい諸条件を克服しつつ、間伐の実施を促進していくことが必要であるが、近年、森林組合を中心に作業路を作設して、協業により団地的に間伐を実施し、あるいは、間伐材の加工技術の開発・向上や共同販売体制の整備を通じて、間伐材の販売促進を図る等の方法により、間伐の実施を高い水準に引き上げている地域も一部にみられるようになってきており、このような林業者の自主的な努力を助長するためのより積極的な施策の展開が必要となっている。

ウ 森林保護

林木の生産は、長期間にわたって厳しい自然条件のもとで行われるので各種の災害に遭うことが多く、しかも受けた被害の回復は極めて困難である。したがって、被害を未然に防止し、併せて被害の拡大を最小限に食い止めること及び被害跡地の復旧を早期に図ることは、林業経営の健全な発展にとって極めて重要である。

まず、林野火災についてみると、49年の発生件数は8,351件で戦後最高となっており、焼損面積も約1万900haと、前年を約2,500ha上回っている。また、損害額も34億円と、ここ5年間のうちの最高額を記録した(表IV-6)。

林野火災の出火原因の大半は、たばこ、たき火の不始末によるものであるが、森林レクリエーション等を目的とした入林者の増加に伴い、出火の危険性は年々高まっている。し

かも、山村地域の過疎化等により消火能力は低下してきているので、林野火災発生を未然に防止するためには、入林者に対する林野火災未然防止を含む森林愛護精神の普及徹底、早期発見のための森林保全巡視体制の強化をはじめとする諸施策の推進、50年から実用化されたヘリコプターによる空中消火機材の拡充と林野火災消火体制の充実強化等が望まれている。

次に、私有及び公有の人工林の気象災害についてみると、49年には、北極圏における寒気団異常発生の影響を受けて全国的に凍害及び雪害が大発生し、特に、凍害については、北海道、福島、群馬、山梨、岐阜、宮崎の各道県、雪害については、秋田、福島、兵庫、熊本の各県で被害額が大きかった。また、雪どけ直後から6月にかけての乾燥及び裏日本ではフェーン現象による高温も重なって、秋田、新潟、兵庫、山口、宮崎の各県を中心に干害が発生した。

この結果、49年の気象災害による被害面積は10万4,000haと、前年のほぼ3倍に達している（表IV-7）。

また、森林病虫害等による被害の動向をみると、まず、松くい虫については、49年度の被害材積は101万m³となり（表IV-8）、前年度よりやや減少しているが、被害区域面積は、29万haと前年度より40%も増加し、被害は広域化の傾向にある。松くい虫の被害分布はほぼ全国的であるが、このうち被害のほとんどを占め、マツノマダラカミキリが宿主となるマツノザイセンチュウによる激害型枯損は茨城以西の太平洋沿岸地域、特に、瀬戸内海沿岸地域及び九州に大きな被害をもたらしている（表IV-9）。被害樹種については、47年度以前はクロマツが多かったが、現在ではアカマツが6割以上を占めるに至っており、被害がクロマツの多い海岸線からアカマツの多い内陸部へ拡大進展していることを示している。

また、被害木の1本当たり材積についてみると、23年には0.16m³であったものが、48年には0.09m³とほぼ半減しており、幼齢木にまで被害が及んでいることがうかがえるが、このことは被害木の販売や伐倒駆除作業を困難なものにしている。

このような事態に対処するためマツノザイセンチュウを中心とした被害発生 の仕組みが解明され、その予防技術が飛躍的に進展した48年以降は、佐賀県の虹の松原や広島県の宮島等各地で薬剤による予防事業を実施し、これまで着実な効果を収めつつあるが、今後とも早期発見、早期防除を目標としてこの種の予防事業を積極的に推進するとともに、被害木の伐倒駆除を適切に実行していくことが必要になっている。

松くい虫以外の病虫害等による被害については、近年減少傾向にあり、49年度の総被害面積は前年度に比べ20%減の約20万haとなった。このほか、最近、カモシカ等動物による被害が各地で増大しており、その防除対策が要請されている。

以上のような森林被害のうち、林野火災、気象災害については、これらによって受ける森林の損失をてん補する制度として、森林国営保険、全国森林組合連合会の森林災害共済事業、民間保険会社の森林火災保険がある。これらの制度の契約状況についてみると、近年、契約件数及び面積は全体として横ばいの傾向にあるが、契約保険金額は単位当たり契約金の引き上げ等によって年々増加している（表IV-10）。

また、支払保険金の事由別内訳をみると、森林国営保険の49年度支払保険金では気象災害が92%を占め、更にその80%が凍害によるものとなっており、森林災害共済事業の49年度支払共済金では火災が17%、気象災害が83%となっている。

現在、これらの制度に加入している私有林及び公有林の人工林面積は、その総面積の約3割程度であり、林業経営の安定を図り、併せて森林資源の整備に資するために積極的な加入が望まれている。

以上述べたような被害に加えて、近年、森林レクリエーションの増加、道路網の整備、自動車の普及等を背景とした入林者の増加に伴って、林木の損傷、植物及び岩石の盗採、盗掘等の被害が多くなっている。これら入林者による主な人為被害状況を国有林野についてみると、49年度においては、林野火災が159件、林木の損傷が4,900件、植物及び岩石の盗採、盗掘等が2万3,100件、施設の損傷が1,100件にのぼっている。このような被害の防止には、入林者自身の自覚に基づく適正な利用はもとより、入林者に対する適切な指導や情報の提供を行うとともに、林野火災、盗採、盗掘、林木の損傷等から森林を保全管理する体制の整備充実を図ることが一層必要となっている。

2 経営条件の動向

(1) 森林資源の整備

我が国の森林資源は、48年4月現在、面積約2,500万ha、蓄積約21億m³、人工林面積約900万haで、目標とする人工林面積に対して、目標達成率約7割の水準にあり、人工林については20年生以下のものが7割台を占める現況にある。このように我が国の森林資源は、現在整備の途上にあり、多様な国民的要請にこたえて、その維持培養を図っていくためには、適切な森林施業を計画的に推進するとともに、林道等の基盤整備を図っていくことが

必要である。

ア 森林計画制度

現行の森林計画制度は「林業基本法」に定める「森林資源に関する基本計画」及び「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」（いずれも 48 年 2 月閣議決定）に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、農林大臣が全国森林計画を作成し、この計画に即して、私有林及び公有林については都道府県知事が地域森林計画を作成することとしており、同じく国有林については林野庁長官が経営基本計画を作成し、これに基づき営林局長が地域施業計画を作成することとしている。

このうち全国森林計画については、従来、全国一本で樹立されていたが、49 年 5 月に制定された改正「森林法」において、私・公有林の地域森林計画及び国有林の地域施業計画に対して、森林のおかれている地域の自然的、経済的、社会的条件に適合した森林施業の指針を示すため、新たに、主として流域別にその内容を明らかにするよう規定されるとともに、森林の土地の保全に関する事項が計画事項として追加されている。

また、以上のような森林計画の円滑な実行を確保するため、私有林及び公有林については個々の森林所有者が単独あるいは共同でその所有する森林について森林施業計画を作成して都道府県知事の認定を受ける森林施業計画制度が実施されている。

この森林施業計画の認定状況についてみると、新規認定面積は 44 年度以降年々減少していたが、49 年度には、前年度実績を上回るという注目すべき動きを示し、49 年度末現在の認定面積は、私有林及び公有林（都道府県有林を除く。）の合計面積の 30% に当たる 488 万 ha となった（表 IV-11）。

このように新規認定面積が伸びたのは中小規模の森林所有者の認定面積が増加したためであり、これは 47 年度以降、森林組合等が積極的に指導援助して共同森林施業計画の作成が進められ、特に、49 年には団地共同森林施業計画制度が新設されて、中小規模の森林所有者による森林施業計画制度の積極的な活用の推進が図られたことによるものである。しかしながら、中小規模の森林所有者の認定面積が総認定面積に占める割合はいまだ低位にあり、例えば、面積において私有林全体の約 6 割を占める所有面積 30ha 未満の森林所有者の認定面積は、私有林認定面積の 2 割程度となっている。

こうしたなかで、今後、この森林施業計画制度を充実させていくためには、特に、中小規模の森林所有者を中心として本制度の積極的な活用の一層の推進を図ると同時に、認定さ

れた計画の円滑な実行を推進することが重要な課題となっている。

このうち、森林所有者が自ら樹立した森林施業計画に即して、事業を実行していくためには、労働力、資金等の計画的確保及び林業経営を高度化するための林業技術の実践的適用が不可欠であり、更に、林道網の整備を含めた地域振興施策と、個々の森林所有者の森林施業計画等とが相互に十分な関連性をもって実行されることが必要である。

イ 林道

林道は林業経営及び森林管理にとって基幹となる施設であり、林産物の搬出ばかりでなく、森林のもつ多角的機能を総合的かつ高度に発揮させるに必要なきめ細かい森林施業の実施上必須の施設である。同時に、山村地域の重要な道路網の一つとして地域の経済社会の発展に重要な役割を果たしており、今後ますますその拡充整備が必要とされている。

林道の開設状況を自動車道についてみると、49年度の開設延長は前年度より26%減の2,800kmで、2年続いて大幅な減少を示している（表IV-12）。

49年度の開設延長が減少したのは、総需要抑制策の実施に伴い林道開設に関連する公共事業予算の伸びが、ほぼ前年並みであったのに対し、セメント、骨材等の工事資材や賃金の上昇等から工事価格が大幅に上昇したこと、加えて車両の大型化や自然環境の保全等に対する配慮もあって、開設のための経費が大幅に増加したこと等によるものである。

このような林道開設のほか、林道施設の局部的な不備による林道全体の輸送効率の低下を防止し、加えて車両の大型化、重量化及び通行車両の安全確保、自然環境の保全等の諸要請に対応するため、幅員の拡張、路面勾配、曲線の修正、法面の保全等を行う林道改良事業が実施され、林道の質の向上が推進されている。

林道開設のうち、奥地森林資源の開発や山村地域社会の振興を図るための特定森林地域開発林道（スーパー林道）事業は、40年度以降森林開発公団によって実施されており、49年度末現在で9路線、438kmが完成し、50年度においては14路線の開設、改良が進められている。更に、低位利用の広葉樹林が広範囲に存在し、かつ、林野率が極めて高い地域で林業を中心とした地域開発を推進するため、大規模林業圏開発事業が実施されているが、その基幹となる大規模林道の開設が48年度の3地域に続いて49年度には3地域で着手され、50年度においても引き続き開設が進められている。

林道については、地元産業の振興、住民福祉の向上、自然環境の保全等のさまざまな立場

からの要請があり、林道の開設に当たっては、各事業主体において地元住民の意向を尊重することを基本としつつ、国土の保全、自然環境の保全等に十分配慮して、これに当たることとしているが、これらの面については、よりきめ細かい配慮を加えつつ、適切な実施を図っていくことが必要となっている。

なお、作業道は林道の機能を補完し、間伐の推進等にも重要な役割を果たす施設であって、今後における森林資源の整備と林業経営の改善を図るうえにおいて、その一層の整備が望まれているところである。

(2) 林業労働

ア 林業労働力の動向

林業労働は、一部の専業労働者を除き、大半が農山村の農業との兼業による労働力に依存しているが、30年代半ば以降の我が国経済の高度成長の過程で、農山村の人口が都市へ流出したことに伴って林業就業者も大幅に減少するとともに、近年では若年就業者の減少傾向が目立っている。

林業労働は、兼業が多いこと、就労期間が断続的であること等からの確かな林業就業者数のは握には困難を伴うが、総理府「労働力調査」によると49年の林業就業者数は前年と同じく21万人となっており(表IV-13)、その就業上の地位別にみた構成も前年とほぼ同様である。

また、総理府「就業構造基本調査」(全人口の就業状態を全国約31万7,000世帯の15歳以上の者約82万人につき7月1日現在の就業状態から推定した調査で3年ごとに実施される。)によって、近年における林業就業者数の年齢別推移をみると、43年を100とした49年の指数は、20歳未満が17、20~39歳が54、40~54歳が111、55歳以上が83となっている。この結果、49年における39歳以下の林業就業者数の全体に占める割合は30%となったが、反面40~54歳層は全体の半数近くを占めるに至り、林業就業者の高齢化傾向が進んでいることがうかがわれる(表IV-14)。

次に、林野庁「森林組合統計」によって森林組合労務班員の年間就労日数をみると、48年度における1人当たり就労日数は131日で前年度より5%増となり、また、就労日数150日以上の就業者数は2%増えて、その全就業者に占める割合も前年度の40%から43%に増加しており、就労期間の長期化傾向が、ここ数年来一貫して現われている。

なお、最近、大都市圏から地方都市及び農山村への人口の還流傾向、いわゆる「Uターン現象」等の動きがみられるなかで、50年度に林野庁が調査したところにより、この現象と林業労働力との関連をみると、農山村へ復帰した者が直ちに林業へ就労する例は乏しく、一旦農業等へ就業したのちに林業労働者として働く事例がみられるようになってきている。

以上の各種調査からうかがわれるように、従来減少を続けてきた林業就業者数は、最近、横ばいの傾向にあるものの、林業労働力の安定的確保にはなお困難な条件が多くみられる。したがって、今後は、森林施業の計画化、協業化等により、林業就労の場を安定化するための施策が重要となっている。

イ 労働条件

まず、49年の伐出部門の賃金を労働省「林業労働者職種別賃金調査」によってみると、職種平均賃金は4,679円で前年と比較して26%の上昇を示している。これを伐出業と比較的類似している建設屋外作業の賃金と比べてみると、職種によって差はあっても、職種平均では賃金水準、上昇率ともにここ数年来ほぼ同様の動きをみせている（表IV-15）。

また、造林、保育部門の賃金を林野庁「民間林業労働者の賃金実態調査」によってみると、49年度の職種平均は、3,975円で前年度に比べ33%と大幅に上昇している。また、労働省「林業労働者職種別賃金調査」によって、伐出業就業者の通勤、山泊別の態様をみると、近年の農山村地域における道路整備の進展や自動車の普及等によって、山泊形態から通勤形態への移行が進んでおり、通勤形態にある者の比率が全体の86%を占め、前年より約4ポイントの増加となっている。

次に、社会保険制度の林業に対する適用状況をみると、従来から原則として当然適用となっている労働者災害補償保険に加えて、50年4月以降は、新たに雇用保険（失業保険制度の全面改正によるもの）が、労働者5人未満の個人経営の事業所以外の事業所について当然適用となった。しかし、これら以外の健康保険、厚生年金保険等の被用者を対象とする社会保険においては、林業労働者は、事業主が事業所の過半の労働者の同意を得て加入することとして認可を受けた場合に限り適用される任意包括適用となっていること等から、民間林業事業体に雇用されている者の社会保険制度への加入状況は、製造業等の業種と比べるとなお低い水準にある。

以上のうち、労働者災害補償保険の適用状況を労働省「労災保険事業月報」によってみると、49年3月末現在、適用事業所数は3万7,441、適用労働者数は20万9,622人とな

っている。また、雇用保険の適用状況については、50年9月末現在適用事業所数は2,708、被保険者数は4万7,297人となっている。

ウ 労働安全衛生

林業労働は、屋外作業を主としており、作業場所が一般に傾斜地で足場が悪いうえ、作業場所の移動が多く、しかも比較的重筋労働の占める比重が高いこと等の理由から、作業の危険性が高いものとされてきた。

近年、各種作業の機械化の進展、作業手順及び基準の設定、作業施設の整備等をはじめとして安全衛生教育の普及徹底、安全意識の高揚等安全衛生対策が積極的に推進されてきたことによって、林業部門における労働災害の発生は年々減少してきているが、他の業種に比較するとなお高い水準にあり、林業労働災害を更に減少させるための労働安全衛生対策を一層強力に推進することが必要である。

49年の林業労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷統計」によってみると、被災による死傷者数は1万2,000人、うち死亡者は151人でともに前年を下回っている。

また、この労働災害の内容を災害の発生ひん度を示す度数率と災害の程度を表す強度率及び死傷者1人当たりの平均労働損失日数によってみると、度数率では前年を下回っているが、強度率と平均労働損失日数では前年をやや上回っている。また、これらを全産業平均と比較すると、平均労働損失日数では全産業平均を下回るようになったが、度数率、強度率においては依然として全産業平均を上回っている（表IV-16）。

次に、チェーンソー等振動機械による振動障害の発生状況をみると、国有林野事業に従事する者の50年3月末現在における公務災害認定者数は2,545人、民間林業では50年3月末現在、労働者災害補償保険による療養継続中のものは424人となっている。振動障害の防止については、振動機械の操作時間の規制、機械の改良と代替機械の開発、作業仕組の改善等の予防対策が実施され、また、罹病者の早期回復を図るため、国有林においては温熱療法等の治療対策が実施されている。

(3) 林業資金

林業部門（造林から丸太生産までの部門）の全国金融機関における49年度末現在の貸出残高の総額は、4,674億円で前年同期の15%増となっている。金融機関別にみると、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による制度金融が45%、農林中央金庫及び商工組合

中央金庫による組合金融が20%、銀行、信用金庫等による一般金融が35%となっている（表IV-17）。

制度金融の大部分を占める農林漁業金融公庫（沖縄振興開発金融公庫を含む。）の49年度末の林業関係資金の貸付決定額をみると、総額は388億円で前年度に比べ39%増と近年にない増加をみせた。その内訳をみると、林業経営改善資金が42%増、造林資金が32%増、林道資金が34%増、伐採調整及び林業経営維持資金が236%増と前年度よりいずれも大幅に増加した（表IV-18）。

林業経営改善資金は、44年度以降5年ぶりに前年度実績を大幅に上回った。

これは48年度において貸付限度額が引き上げられたこと等によるものと考えられる。

また、造林資金が前述のような造林の停滞にもかかわらず増加した理由は、造林公社及び市町村における資金需要が増加したことと、都道府県行造林に対する融資制度のみちが48年度から開かれ、これによる資金需要が加わったこと等によるものと考えられる。

また、林道資金の増加は、非補助事業の伸長によるものであり、伐採調整及び林業経営維持資金の増加は、49年度に貸付限度額が引き上げられたこと等によるものと考えられる。

次に、49年度の林業信用基金の製材業等に対する債務保証状況をみると、債務保証額は363億円で前年度より30%増と大幅に増加した。債務保証の内容を資金用途別にみると、製材業が250億円で前年度より34%増、素材生産業が106億円で19%増、その他（種苗生産等）が8億円で135%増となっている。これを、被保証者別にみると、会社は209億円で前年度より30%増、木材協同組合等の協同組合は100億円で37%増、個人は55億円で20%増となっている（表IV-19）。

このように、債務保証額が大幅に増加したのは、不況に伴う需要不振から在庫資金等の需要が高まったためと、景気の動向等から融資に伴う林業信用基金の保証需要が増大したためである。なお、木材協同組合等の協同組合に対する債務保証額が増加したのは、49年度から新たに、組合の借入れに係る債務について100%（48年度までは80%）の保証ができることとされたためである。

(4) 林業技術の開発と普及

前に述べたように、経営環境が厳しさの度を加えつつあるなかで、林業経営が発展して

いくためには、資本装備の充実、技術の高度化等が必要となっており、こうした自主的経営努力を助長する林業普及指導事業及びこれを支えている試験研究の役割はますます重要となっている。

まず、林業に関する試験研究の現状についてみると、国立林業試験場（本場、5支場及び2分場）、都道府県の林業試験指導機関（47都道府県に50機関）を中心に組織的に行われているほか、国・公・私立大学の農学部林学科等（25大学）、民間研究団体及び関連企業等においても行われている。これらの試験研究機関では、林業、林産、防災等に関する各種研究を行っているが、特に、最近の森林・林業情勢の推移をふまえて、人工林の非皆伐施業、風致を考慮した森林施業等、森林の多角的機能を総合的かつ高度に発揮するための施業及び作業技術の開発、マツ類材線虫の防除に関する研究、大気汚染の樹木に対する影響、間伐材等小径木の利用、技術の開発、熱帯地域の未利用樹種の利用技術及び育林技術に関する研究等の試験研究が重点的に進められている。研究面での成果としては、マツノザイセンチュウの伝ば経路等が解明されたことによって、松くい虫防除技術が進んだこと、マツケムシの天敵微生物（スミシアウイルス）による防除技術が実用化されたこと、赤外線を利用した空中写真によるリモートセンシング（遠隔探査）技術が開発され、樹木の活力判定等に活用されていることなどがあげられる。

更に、近年林野庁を中心として、開発改良を進めてきた振動の少ないロータリー・チェンソーは、今後の振動障害対策に大きく貢献するものとして期待が寄せられている。

次に、林業普及指導事業についてみると、全国各地に配置された林業専門技術員（約500名）、林業改良指導員（約2,300名）が中心となって、試験研究成果に基づく林業技術などを林家等に対し普及指導するとともに、優秀な林業従事者の養成確保を図るための研修等を積極的に行っている。

近年、林家の活動は林業構造改善事業の進展等を契機に、協業による作業の合理化、経営の近代化等の経営的視点に立った普及指導を必要とする面が増大しており、今後の林業普及指導のあり方としても林家の実態を十分は握し、林家の要請にこたえて、林業技術の高度化、ひいては林業経営の近代化が期せられるよう、その活動を強化していくこと、更に、それぞれの地域の特性に適合した普及指導を実施するため、地域林業振興上の諸施策との連携を保ちつつ活動を推進していくことが今後の課題と考えられる。

次に、林業機械の普及状況をみると、林業労働力の減少に対応して省力化のための各種機械の導入が図られてきており、50年3月末現在までの主要な林業機械の導入状況は、チェンソー20万5,000台、小型集材機1万3,000台、大型集材機1万3,000台、刈払機19

万 9,000 台となっている。このような状況からみて、現行の個別機械による省力技術の普及についてはほぼ一巡したとみられ、今後労働生産性の向上を図るには、伐木造材、集運材及び造林等一連の作業を有機的に組織化した技術体系の確立が必要となっている。また、規模の比較的小さい林家等については、団地共同森林施業計画の編成等により一定の作業規模にまとめ、作業の効率化を図るとともに、これらの作業規模の実態に適合した機械化の推進に努める必要がある。

また、国有林では、近年の振動障害認定者の増加傾向に対処して、その予防対策の一環として、遠隔操作によって振動を完全隔離する玉切装置の開発を進めていたが、50 年度から現地に導入し、振動障害対策のみならず、職員の疲労度の軽減等にも大きな効果をもたらしている。

3 林地の利用と林地価格の動向

(1) 林地利用の概況

我が国の森林面積は、今日約 2,500 万 ha と、国土の約 3 分の 2 を占めているが、国民一人当たりの規模でみると 0.24ha と、世界平均の 5 分の 1 程度にとどまっており、森林のもつ木材供給機能及び国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の要請が今後一層高まる方向にあるなかで、国土の均衡ある利用を図るうえからも、森林資源の整備等による林地利用の高度化に努めていくことがより重要な課題となっている。

森林の面積は、昭和 30 年代後半には微増傾向にあったが、40 年代に入ってから横ばいの傾向で推移している。

これは、森林について、一方では山間地等の農用地への造林や原野、採草地等への造林による林地化が進められるとともに、他方、農用地、住宅用地等への転用が行われ、これが 40 年代以降は、おおむね同程度行われてきたことによるものである。

以上の森林面積の動きを地域別に、40 年から 5 ヶ年間の動向によってみると、南関東をはじめ、近畿、東海、北関東、北海道、東山の 6 地域で減少し、東北をはじめ、北九州、南九州、北陸、四国、山陽、山陰の 7 地域で増大している（表 IV-20）。

この地域区分において、森林面積が減少している地域の多くは、太平洋ベルト地帯に属し、工業化が進み都市化の進んでいる都市型の地域である。

他方、森林面積の増加している地域には、農林業を主体とした農山村型で都市への人口流出の続いている地域が多い。

森林は、その現況等によって区分すれば、人工林、天然林、その他（伐採跡地、未立木地、除地等）に大別される。このうち、人工林は、いうまでもなく植栽・保育等の造林事業をはじめとして、林道等の長期投資を積極的に行い、木材生産の増大が期待されている森林である。

また、天然林には、今後、人工林への転換が予定される拡大造林対象森林、自然的条件を生かして天然下種等の天然林施業を行う森林、ぼう芽更新等により、しいたけ原木の生産等を行う特用林、公益的機能の高度発揮の要請等から、伐採、その他森林の施業あるいは利用上制約の加えられる森林等がある。

このうち、拡大造林対象森林は、旧薪炭林等を含めて、なお、相当面積存在しているが、これまでの人工林化が、地位、地利等の条件の良好な林地から逐次進められてきたことから、今後の造林対象地には、自然的・経済的条件に比較的恵まれない林地や、権利関係の複雑な入会林野等が多くなる傾向にあり、今後、拡大造林を進め、森林の生産力を高めるためには、林道の整備、入会林野等における権利関係の近代化等が一層重要になるものと考えられる。

次に、天然下種等の天然林施業の対象となる森林としては、近畿、中国地方のアカマツ林、北海道のエゾマツ・トドマツ林等があり、これらには、気候、土壌等の林地の自然的条件及び樹種の特性を生かした適切な天然林施業によって、人工林並みの生産力を示しているものが多い。

特用林としては、九州、北関東・東山、北近畿・中国、東北等に多くみられるクヌギ、ナラ等の広葉樹林等があり、これらの特用林では農山村における重要な所得源として近年著しく生産量の増大しているしいたけの原木生産、その他特用林産物の生産が行われている。

更に、森林のもつ公益的機能に即して施業方法が制約される森林としては、国土の保全、自然環境の保全等のために禁伐、択伐等の法令上の施業制限を受けている保安林をはじめとして、自然公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、史跡名勝天然記念物等法令による制限のある森林、保健休養の場の提供や自然環境の保全を図るため都道府県が設置している県民の森、国有林内に設置されているレクリエーションの森等がある。

以上のとおり森林はそれぞれ特色に応じて国民経済、国民生活に積極的な役割を果たしており、その層適切な活用を図っていく必要がある。

国土利用の面から林地の動きをみると、以上のような森林本来の用途への利用とともに、他の土地利用への転換が部分的に行われている。これを林野庁調べ「林地の転用状況」によってみると、45年から47年の3ヵ年の年平均規模は約5万9,000haで、その6割が農業的土地利用、4割が都市的土地利用となっている。このうち、都市的土地利用への転換について用途別にみると、住宅用地が5割弱で最も大きく、次いでレジャー施設用地の4割弱となっている。近年、このような都市的土地需要の増大等に伴い、無秩序な土地取引、林地の開発等が増大し、この規制を求める動きが高まってきたことを背景として、改正「森林法」に基づく林地開発許可制度（49年10月施行）、あるいは「国土利用計画法」（49年12月施行）に基づく土地の取引行為に対する規制措置が設けられ、実施に入っている。

このうち、「森林法」に基づく林地開発許可制度は、地域森林計画の対象となっている私有林又は公有林において一定規模を超える開発行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可を必要とすることを内容とするものである。

今後とも住民の生活向上、その他の目的のために土地利用上の計画等に即して、森林の他用途への転換が行われることが見込まれるが、このような際にも、森林がひとたび他の用途に転用された場合、再び森林に復帰させるためには、超長期を要すること、森林の公益的機能については、他のものでは代替することが困難な面があること等の事情を十分考慮し、総合的な調整のもとに慎重に行うことが必要である。

更に、都市及びその周辺の地域については、森林の分布が極めて少ないことから、このような地域の森林については、住民の福祉の立場からも、できるだけその保全に努めていく必要がある。

(2) 林地価格の動向

林地価格については、47年から48年にかけて、金融の大幅緩和のなかで、投機的な林地取引が活発化したこと等から急激な上昇を示してきた。これを49年3月末現在の山林素地価格で見ると、全国平均（北海道、沖縄を除く。）の用材林地価格はha当たり60万5,000円、薪炭林地価格は41万3,000円であり、いずれも前年比27%増と前年に引き続き大幅に上昇した（表IV-21）。

これを地域別にみると用材林地価格は、関東の121万7,000円が最高であり、次いで東海、九州が全国平均価格を上回り、最低は四国の41万3,000円となっている。この傾向は、薪炭林地価格についても同様で、関東の86万4,000円を最高として、最低は四国の28万

2,000 円となっている。

林地価格の上昇を立木価格の動向と比較してみると、最近 10 ヶ年（40～49 年）に、スギ立木価格が 2.09 倍という高い上昇を示したのに対し、用材林地価格はそれを更に上回り、2.94 倍の急騰を示している。50 年の林野庁「意識調査」によれば、回答者の 5 割を超える者が、保有山林面積を増加したいと答えているが、そのほとんどが実現はかなり難しいと思うとしており、このことは、近年の林地価格の上昇が理由の一つとなっているものと考えられる。

このような林地価格の上昇は、林業経営の規模の拡大を困難とする等、林業の健全な発展を図るうえで大きな制約要因となるものであり、今後、林業に意欲をもつ林家の林業経営の規模の拡大を進めるうえからも林地価格の安定が望まれている。

なお、林地価格は、49 年後半からは総需要抑制策の効果が浸透したこと、「森林法」に基づく林地開発許可制度、「国土利用計画法」に基づく土地取引規制措置等の対策が強化されたことから、他の土地価格と同様に鎮静化に向かいつつあり、50 年 3 月末現在では、全国平均の用材林地価格が ha 当たり 64 万 8,000 円、薪炭林地価格が 43 万 5,000 円と、49 年に比べ 7%、6%の上昇にとどまっている。

4 経営体の動向

(1) 林 家

「1970 年センサス」によれば、私有林の面積は 1,467 万 ha で全森林面積の約 6 割を占め、そのうち約 7 割を林家が所有し、残りを会社、社寺等が所有している。林家数は、257 万戸で私有林事業体数の約 9 割を占め、このうち保有山林規模 5ha 未満の林家は約 9 割を占めているが、保有山林面積比率では約 3 割を占めるにすぎない。また、全林家の約 9 割が農業を主業とし、又は兼業としている農家林家である。

このように、林家には、経営規模の零細なものが多く、そのほとんどが農家林家であるのが特徴的である。

これら、林家の林業経営の動向を 49 年度を中心としてみよう。

まず、農林省「林家経済調査」によって、保有山林規模 5ha 以上の林家の経営動向をみると（表 IV-22）、49 年度における 1 戸当たり林業粗収益は、立木販売、薪炭及びきのこ生

産の各部門で、前年度より増加がみられたものの、丸太生産部門での落込みが大きく影響して、前年度とほぼ同程度の 46 万円となっており、一方、1 戸当たりの林業経営費は賃金の上昇をはじめとして各費目の単価上昇により、前年度より 24%増加して 15 万円となっている。この結果、1 戸当たりの林業所得は前年度に比べ 9%減の 31 万円となっている。

次に、農林省「農家経済調査組替集計」によって、保有山林規模 1~5ha の農家林家の経営収支についてみると、49 年度の 1 戸当たり林業粗収益が、主としてきのこ生産の増加により前年度に比べ 24%増の 14 万 3,000 円となり、林業経営費が 50%増加して 3 万 3,000 円となった結果、林業所得は 18%増加して 11 万円となっている。

また、以上の林家の林業生産活動のうち、近年、増加傾向にあるきのこ生産部門についてみると、5ha 以上の林家のきのこ生産による収入は、45 年度には 4 万 3,000 円であったものが、49 年度には 9 万円と倍増し、その林業粗収益に占める割合も 8%から 19%へと高まっている。1~5ha の林家のきのこ生産による収入も 45 年度には 1 万 1,000 円で、林業粗収益に占める割合が 16%と、丸太、薪炭、立木に次いで、第 4 位のシェアを占めるにすぎなかったものが、49 年度には 5 万 3,000 円、37%と、この林家の林業粗収益のなかで最も大きなシェアを占めるに至っている。

次に、5ha 以上の林家が 49 年度において自己保有山林へ投下した世帯員及び雇用による ha 当たり労働量は、前年度より 6%減少して 61 人目となっているが、このうち、人工林に対する育林作業の投下労働量をみると、1~50 年生スギ林では、前年度より 12%増加して 183 人目となっており、その内訳は、地ごしらえ、植付け作業に 43 人目、保育作業に 131 人目、その他 9 人目となっている。

保育作業のなかでは、倒木起しが前年度の 7 人目から 13 人目と 2 倍近くに増加しているのが目立っているが、これは 49 年に全国的に発生した雪害の復旧によるところが大きいものと考えられる。

(2) 慣行共有

「1970 年センサス」によると、入会林野及び旧慣使用林野のうち、山林面積は 135 万 5,000ha、権利を有する事業体数は 7 万 4,000 となっている。また、山林面積に原野面積を加えた入会林野等の面積は、林野庁調査によると、ほぼ 180 万 ha 程度と見込まれており、かつて薪炭材生産の行われた旧薪炭林のなかには、これらに該当するものもかなり含まれている。これらの山林原野については、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき、入会権や旧慣使用権などの複雑な権利関係を近代化して農林業上の利用の

高度化を図ることをねらいとする入会林野等整備促進事業が実施されており、また、林業構造改善事業においてもおおむね同様の事業が実施されている。

入会林野等整備促進事業の進捗状況についてみると、この事業の対象として予定されている入会林野等は全体で面積 145 万 8,000ha、事業体数 1 万 5, 540 となっているが、50 年 3 月末現在、整備のための調査測量や計画書の作成等事業に着手し進行中のものは、25 万 3,000ha、2,671 事業体であり、また、既に知事の認可を受け整備を完了したものは、26 万 1,000ha、2,661 事業体で、整備により新たに権利を取得した者は約 18 万 4,000 人に達している。したがって、まだ事業に着手していないものは事業対象の 6 割強程度となっている。

次に、認可済の経営体について、整備後の土地利用状況をみると、25 万 8,000ha が林地として利用されており、なかでも人工林面積はその約 4 割を占め、整備前の 3 割弱に比べると短期間に人工林化の進んだことが注目され、入会林野等の整備による林業経営意欲の向上がうかがわれる。また、整備後の経営形態をみると、面積では生産森林組合が 58%、個人による経営が 36%、その他は、数人共有による経営、農事組合法人等となっている（表 IV-23）。

(3) 地方公共団体

地方公共団体が所有する林野である公有林には、都道府県有林、市町村有林、財産区有林があり、その面積は 271 万 ha、蓄積は約 2 億 m³ と我が国森林面積及び蓄積のそれぞれ約 1 割を占めている。

都道府県有林は、都道府県の基本財産の造成及び都道府県財政への寄与、国土及び自然環境の保全、施業見本林等民間林業の指導等を経営の目的としており、近年では、森林に対するレクリエーション需要の増大に対応して、「県民の森」等のいこいの場としての目的を併せもつものも増加している。都道府県有林の面積は 115 万 ha と公有林面積の 4 割を占め、49 年の林業生産活動をみると、丸太生産量は 157 万 m³ と前年より 1%増加しており、人工造林面積は 2 万 8,000ha と前年より 7%減少している。また、近年における都道府県有林の経営の状況は、木材価格の低迷等我が国林業に共通の困難な経営環境に加え、森林のもつ公益的機能の高度発揮の要請が高まっていること、経営母体である都道府県の財政収支がひつ迫しつつあること等から、次第に経営収支が悪化しているものが多くなっている。また、都道府県有林の多くはいまだ資源整備の過程にあって、当分の間、幼齢人工林等の保育事業への投資が必要であり、前述のような経営目的を長期展望に立って達成するためには、今後一層の経営の改善を行いつつ、着実な資源整備を図っていくことが重要である。

市町村有林は、全市町村の約 8 割に当たる約 2,500 市町村が所有し、市町村の基本財産として、その収益や生産される木材を、学校、役場、公民館等の公共施設の建設、災害の復旧等のために充てる場合が多く、旧慣使用権の対象として地元住民に利用されているものもある。また、財産区有林は、地元住民の製薪炭、きのこ原木の伐採、採草等の自給的利用に供されているものや、収益を財産区内の公共経費の財源として充当するために経営されているものが多い。

市町村有林と財産区有林を合わせた面積は 156 万 ha と公有林面積の 6 割を占め、両者の 49 年の林業生産活動をみると、丸太生産量は 98 万 m³ で前年とほぼ同水準であり、人工造林面積は 1 万 5,500ha と前年より 15%減少している。

次に、市町村有林の経営状況をみると、森林施業計画を樹立し、計画的に施業を行っているものは、全体の 7 割と必ずしも十分とはいえない。市町村有林は前述のように基本財産としての市町村財政への寄与のほか、その林業生産活動を通じて、民間林業事業体の育成、地域住民への安定した雇用機会の提供、森林施業の指標となること等の役割を果たしている。例えば、長野県下のある事例では、その森林資源の充実と併せて、森林組合を中心とする林業事業体の発展及び地域の林業労働力の安定的確保を図る観点から、約 1,900ha の森林の造林、伐採等の施業のほとんどを、地元の森林組合に委託し、これにより地元の森林組合労務班員の通年就労が可能となり、労務班の充実、更には、これらを通ずる地域林業の振興の面で大きな成果を収めている。

市町村有林は、今後このような機能を強化し、地域林業の振興にも寄与することが望ましく、それぞれの経営目的に従って、適切な森林施業計画を樹立すること等を通じて、積極的に経営に取り組んでいくことが必要と考えられる。

(4) 国有林

近年、国有林野事業に対して、公益的機能をより重視する事業運営を行うことが強く要請されてきたこと、経営条件の悪化等によってその経営基盤が揺るがされる事態となったこと等を背景として、47 年 12 月林政審議会から「国有林野事業の改善について」の答申が行われた。国有林野事業では、この答申の趣旨に沿って、「国有林野における新たな森林施業」（48 年 3 月）、「国有林野事業改善の基本的考え方」（48 年 7 月）及び「国有林野事業業務改善方針」（48 年 9 月）を定め、これらに即して国有林野経営規程に基づく「経営基本計画」及び「地域施業計画」の変更を行い、(1)国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等公益的機能の発揮、(2)林産物の計画的、持続的な供給、(3)地域振興への寄与、という国有林野事業の使命を達成することを指向して、長期的視点に立つ

た国有林野のもつ多角的諸機能の総合的発揮をめざす経営の樹立、国有林野における森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、優れた国有林野を次代の国民に引き継ぐための経営の改善合理化、地域性を考慮した改善対策の実施等に留意して、国有林野事業の改善合理化が実施されることとなった。

48年度以降の改善合理化の実施状況を概観すれば次のとおりである。

(1) 「国有林野における新たな森林施業」を採用し、国有林野のもつ公益的機能をより高度に発揮させることを目的として、皆伐施業における1伐採箇所の面積の縮小、伐採箇所の分散及び保護樹帯の拡充、亜高山帯等における適切な天然林施業の実施等を内容とするきめ細かい施業を採用することに加え、特に貴重な動植物の保護のための保護林の増設等を行うこととした。これに伴い、皆伐施業を行う森林面積が大幅に縮小し、択伐施業を行う森林面積及び伐採を見合わせる森林面積が相当に拡大されることとなった。

(2) 国有林治山事業については、国有林野の国土保全等の公益的機能を維持増進するための直接的な事業であること、国有林野の経営の状況等にかんがみ、従来、重要流域(47年度75流域)の復旧治山に限って一般会計資金により、実施されてきた方式を改め、48年度からは私有林、公有林の治山についての国庫負担の例にならない、復旧治山、予防治山及び地すべり防止に要する経費については3分の2、防災林造成及び保安林改良に要する経費については2分の1に相当する額の資金を一般会計から繰り入れて実施されることとなった。

また、近年における各種山地災害の多発、森林への入込者の増加に伴う森林火災その他の人為被害の増大に対処するため、特に、公益的機能の発揮が重要な森林を重点として、森林保全巡視員による森林巡視等の活動の強化を図る森林保全管理事業が49年度から実施された。

(3) 製品生産、造林、種苗等の直接事業部門については、公益的機能重視の森林施業の採用に伴う生産的事業規模の縮小過程のなかで、雇用規模の調整が進められたほか、事業能率の向上等を目途として、適正な業務の遂行に配意したうえでの各種事業所等の事業運営組織の整備等が推進された。

各種事業における生産性については、製品生産事業における機械化の進展、造林事業における除草剤撒布等により過去相当の向上が図られてきているが、近年の公益的機能重視の森林施業の採用に伴う施業上の制約、振動障害認定者の増加、除草剤等薬剤の使用方法及び使用範囲の制限を求める動き等、生産性の向上を制約する要因が増大しつつあり、このようななかで各種事業の能率的実施を図るためには、今後、更に事業実行面でさまざまな工夫、

努力が必要である。このため、国有林野事業においては振動の少ない機械の開発等による林業機械の安全性と性能の向上、自然保護等にも配慮したきめ細かい施業を前提とする高密度路網作業体系の確立、安全かつ合理的な使用を目的とした除草剤等使用技術の改善向上等により、労働安全の確保と生産性の向上が期せられるよう努力を重ねていくこととしている。

(4) 販売事業については、国産材市場の振興、地域経済の発展等に十分配慮しながら、48年度以降計画的に、競争原理に立脚した販売方法の拡大等の改善が図られた。

(5) 管理部門についても、生産的事業規模の縮小等が進むなかで、直接的な事業部門の改善に見合った改善合理化を指向することとし、勧奨退職の推進等による要員管理の適正化に努めている。

(6) 経営基盤の強化を図るため、経営の改善合理化の成果があがるまでの間の暫定的措置として、48年度以降当分の間の決算について、その利益処分における内部留保割合を従来の10分の5から10分の8とすることに改められた。

また、造林事業については、長期的視点に立って計画的な森林造成を確保するための措置として、48年度から長期借入金導入のみちが開かれた。

このようななかで行われた49年度の各種事業を概観すれば次のとおりある。

まず、49年度の伐採量は、1,443万m³で前年度に比べ10%減少した(表IV-24)。この減少の要因は、国有林野のもつ公益的機能の発揮に対する国民的要請にこたえて、前述の「国有林野における新たな森林施業」を実施することとし、このような森林施業のもとで将来にわたって計画的、持続的に木材供給を行うため、かつての高度経済成長期に増大し続けた伐採量の規模を48年度以降当分の間大幅に縮小させることとしたことのほか、製品生産事業量の減少等によるものである。

この結果、49年における我が国用材総供給量及び国産用材総供給量に占める国有林材の割合は10%、27%となり、前年よりいずれも低下した(表IV-25)。

製品生産事業は伐採量の37%に当たる536万m³(前年度より20%減)の資材中木)をもって行われ、これによって428万m³(前年度より18%減)の丸太が生産された。このように丸太の生産量が大幅に減少したのは、前に述べたように、48年度以降の生産的事業規模の計画的縮小のほかに、振動障害認定者の増加、自然災害の発生等により予定した生産量

が確保できなくなったこと等によるものである。

次に、国有林材の販売状況についてみると、立木販売量は前年度より3%減少して907万m³、丸太販売量は19%減少して430万m³となった。

また、49年度林産物売上高についてみると、国産材価格が49年度後半から下落に転じたことと前に述べたような販売量の減少とによって、前年度より377億円の減少となっており、国有林野事業のその後の財務状況悪化の兆候をみることができる。しかし、林産物の販売収入額については、国産材価格が48年度から49年度前半にかけて高水準で推移し、かつ、前年度に販売した木材代金の一部が49年度に納入されたことから、前年度より234億円増加して、2,346億円となった。

造林事業についてみると、人工造林面積は、48年度以降の伐採量の大幅な縮減、自然環境の保全等公益的機能を重視した「国有林野における新たな森林施業」の採用による天然林施業の推進等から、前年度に比べ7%減の6万4,000haとなったが、天然更新面積は前年度に引き続き7万haとなっている（表IV-26）。造林事業は、将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実するために長期にわたる投資を必要とする重要な事業であり、特に、森林内容の改良過程にある国有林野事業にとっては、短期的な経営収支の変動に影響されることなく、長期的な視点に立って必要な資金を確保し、計画的かつ着実に推進することが必要となってきた。

林道事業についてみると、49年度の林道開設延長は1,066kmで、49年度末の国有林林道総延長は3万2,000kmとなった。林道は、林業生産の基盤であり、公益的機能を一層充実するため、皆伐施業における1伐採箇所面積の縮小、伐採箇所の分散、天然林施業の推進等の「国有林野における新たな森林施業」を展開するうえでも不可欠な施設であり、長期的視点に立った計画的な林道開設がより一層重要となってきた。更に、林道のなかには地域の一般道路等と連絡して路網を形成し、地域振興に寄与しているものが多いことから、一般道路に準ずるような規格、構造等をもつことが求められてきており、森林のもつ公益的機能重視のための開設単価の増高と併せて、林道投資のあり方についても検討を加えていくことが必要となっている。

国有林治山事業については、第4次治山事業5箇年計画の第3年次として、総額168億円の規模で実施されたが、この事業が国有林野のもつ国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能を維持増進するための直接の事業であること、国有林野事業の経営収支が悪化していること等から、48年度からは、将来成林の暁には伐採収入を予定できる水源林造成事業を除き、私有林、公有林の治山についての国庫負担の例にならい一般会計から資金を繰り入

れて実施することとされ、49年度は106億円の一般会計負担が行われた。

このほか、最近の森林レクリエーション需要の増大に積極的にこたえるため、44年度から自然休養林事業を実施しているが、49年度においては14カ所、更に50年度には7カ所が自然休養林として指定され、51年3月末における自然休養林は全国で76カ所、面積9万1,000haに及んでいる。この自然休養林の利用者は年々増加の一途をたどり、49年度には約1,900万人に達している。また、環境緑化の要請の高まりに伴う緑化用樹木の需要の増加に対応して、47年度から新たにその生産が行われており、49年度には、主として公園、住宅団地、道路等の公共需要向けに3万3,000本の販売が行われた。

次に、国有林野事業に従事した定員内職員及び作業員についてみると、49年7月現在の定員内職員数は3万7,000人で、前年同期に比べ2%減となっており、常用・定期作業員数は3%減少して3万3,000人、臨時作業員を含む作業員全体の49年度延べ人員は前年度に比べ4%減少して779万人となっている。

また、国有林野事業における定員内職員及び作業員の俸給・賃金の大幅な上昇により、人件費は著しく増高し、49年度の人件費増加額は419億円に達し、人件費の総支出に占める割合も68%と極めて高いものとなっている。

前に述べたように、生産的事業規模を当分の間縮小せざるを得ないことを勘案すると、高齢者の円滑な退職を含む人員規模の調整は、国有林野事業の経営改善にとって極めて重要な課題となっている。

以上の事業実施の結果、49年度における国有林野事業の決算は、現金収支で66億円、損益で214億円の黒字となっはいるが、前年度に比べ大幅な減益となっている。その主な要因は、49年度における丸太販売量の減少と人件費の増高によるところが大きい(表IV-27)。

以上のとおり、国有林野事業は、当面厳しい状況におかれているとともに、長期的にも改善を要するさまざまな問題に直面しており、今後、国有林野事業が国民の期待にこたえて、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供等の公益的機能の発揮、林産物の計画的持続的供給、地域振興への寄与等の使命を円滑に達成していくため、事業の改善合理化等をより積極的に進めていくことが必要となっている。

(5) 森林組合

近年の森林・林業に対する国民的要請の高まりのなかで、適切な森林施業を実施し、林業経営の健全な発展を期するうえにおいて、森林所有者の協同組織であり、協業経営の推進母体である森林組合の果たす役割は極めて重要であり、その機能の充実と体質の強化が強く要請されている。このため、49年5月には、森林法及び森林組合合併助成法の一部改正によって、森林組合の事業範囲の拡大等の制度改正が行われるとともに、広域合併の促進措置が講じられた。

以下、森林組合の組織と各事業の内容についてみよう。

49年3月末現在の施設森林組合の組織状況をみると、組合数2,336、組合員数180万人、組合員所有森林面積1,173万haで、その組織率は組合地区内森林所有者総数の約6割(1ha以上の森林所有者については約8割)、地区内私有林及び公有林(都道府県有林を除く。)面積の約8割を占めている(表IV-28)。

組織状況の推移をみると、ここ数年、組合員数、森林面積はほぼ横ばいとなっているが、組合数は年々減少傾向にあり、49年3月末には前年同期に比べ60組合減少している。これは組合の経営基盤の強化等を目的とした合併によるところが大きく、48年度からは市町村の区域を越えた森林組合の広域合併が、国、県等の指導、援助のもとに推進されていることもあって、この傾向は今後も続くことが考えられる。

合併による地区の拡大状況をみると、41年3月末には「市町村の区域の一部」を地区とする組合が総組合数の51%、「市町村の区域一円」を地区とする組合が47%で、「市町村の区域以上」の範囲を地区とする組合はわずか2%にすぎず、1組合当たりの組合員所有面積は3,887haであったが、49年3月末においては、「市町村の区域の一部」を地区とするものが17%と著しくその比重を低下させたのに対して、「市町村の区域一円」及び「市町村の区域以上」を地区とするものがそれぞれ76%、7%、と比重を高め、1組合当たりの組合員所有面積は5,139haと41年3月末に比して32%増加している。広域合併後、一定期間以上の組合活動実績をもついくつかの組合についてその活動状況をみると、合併前と比べて、払込出資金の増加等、財務、執行体制の強化等を通じ丸太生産量、新植面積等事業量の増大、地域の林業生産活動のなかに占めるこれら組合事業のシェアの拡大等の動きがみられ広域合併が期待どおりの効果をあげつつあることがうかがわれる。

次に、林野庁「森林組合統計」により、48年度に施設森林組合が実施した主な経済事業の実施状況についてみよう。

まず、組合員の生産した林産物を販売する販売事業は59%の組合が実施しており、総販

売高は 252 億円と、前年度に比べ 31%増加した。また、立木等を受託又は買取りにより伐採、搬出、販売を行う林産事業は 46%の組合が実施し、生産販売数量（生産のみの受託を含む。）は 220 万 m³ で 48 年の国内丸太生産量（国有林野事業の直営分を除く。）の 6%を占めている。更に、造林、林道開設改良等、森林組合が委託を受けて行う森林造成事業は 74%の組合が実施し、その取扱金額は 293 億円で、前年度より 18%増加している。このうち、造林事業の新植は 63%の組合が実施し、その面積は 7 万 6,000ha で前年度より 3%減少したが、48 年度の私有林及び公有林の新植面積に対する比率では 38%を占め、前年度の 34%を上回った。特に、造林（林業）公社が行った新植面積の 81%、森林開発公団が行った新植面積の 42%は森林組合がその事業を受託して実行しており、拡大造林の推進に大きな役割を果たしている。

これら諸事業を実施するに当たって、森林組合は実人員で約 8 万 1,000 人、延べ人員で 868 万人を雇用したが、このうち実人員の 70%、延べ人員の 86%を事業実施の中核的存在である労務班員が占めている。

森林組合の労務班は、49 年 3 月末現在 65%の組合で組織され、班員数は 5 万 6,900 人と前年同期に比べ 6%減少しているが、就労日数 150 日以上の班員数は前年同期より 2%増加して全班員数の 43%を占め、雇用の長期化傾向がここ数年来一貫して現われている（表 IV-29）。また、49 年 3 月末における労務班員の年齢構成をみると、60 歳以上が 14%、40 歳以上 60 歳未満が 61%、40 歳未満が 25%となっている。

次に、生産森林組合についてみると、49 年 3 月末現在、組合数 1,823 で前年度より 15%増加している。このうち、調査組合（1,406）の組合員数は 15 万 7,000 人（前年度 14 万 2,000 人）同じく経営森林面積は 15 万 9,000ha（前年度 13 万 9,000ha）となっており、入会林野等整備促進事業の進展等により、いずれも前年同期に比べ増大している。また、48 年度の生産森林組合の主な事業の実施状況をみると、調査組合のうち、販売事業は 33%、新植事業は 22%、保育事業は 61%の組合が実施しており、その割合は前年度とほぼ同様となっている。

森林組合の活動強化に大きな役割を果たしている林業構造改善事業についてみると、第 1 次事業は 1,101 地域を対象として 49 年度まで行われ、第 2 次事業は 1,000 地域を対象として 47 年度に発足し、50 年度までに予定地域全体の約半数に当たる 460 地域が計画地域の指定を受けている。これらの事業の実施によって地域の林業経営の改善、森林組合の活動強化の面に成果を取っている事例は各地で数多くみられるが、これを岐阜県下のある事例についてみると、林業構造改善事業の実施を契機として、旧町村 4 地区の森林組合の合併が実現し、この合併組合を中心として拡大造林等の林業生産活動が活発化し、森林組合事業の

地区内の全体事業に占める割合も、新植面積では45年の20%から49年には48%へ、丸太生産量では45年の5%から49年には34%へと大幅に増大している。特に、47年以降は共同森林施業計画の樹立に伴う団地造林26カ所、500haの実施に当たって、森林組合がその施業委託を受け事業を実施している。

また、熊本県下のある事例においては、森林組合が林業構造改善事業を契機に丸太生産事業を開始し、更に、チップ生産施設の導入によって、広葉樹の販路開拓を積極的に推進し、これらにより、地域の拡大造林が飛躍的に発展して、村内民有林の人工林率が40年の42%から49年には61%となり、組合事業の地区内の全体事業に占める割合も、林業構造改善事業実施前には極めて少なかったものが、49年には新値では84%、丸太生産では73%を占めるに至っている。

以上のように森林組合の活動は年々着実な進展を示しているが、特に、最近の林業経営をとりまく諸情勢の変化に伴い、個別の経営活動が厳しい事情におかれているなかで、その一層の進展が要請されている。

(6) 造林（林業）公社

造林（林業）公社（以下「公社」という。）は、34年に対島林業公社（長崎県）が設立されて以来、多くの府県で設立され、50年12月現在では33府県37公社を数えている。公社設立の動機はかなり多様であり、各公社独自の特色もみられるが、共通する目的は、かつての薪炭林地域等を中心として資金不足等の理由から自営造林の進展しない地域において、分収方式を主体とする拡大造林を計画的、集团的に推進して、林業生産基盤の造成と森林資源の充実を図るとともに国土の保全、山村地域の振興等に資することにある。

公社による造林面積は、49年度には1万8,000haと前年より10%減少したが、その累計は50年3月末現在14万6,000haにのぼり、毎年の造林面積もここ数年は私・公営拡大造林面積の1割を占めるに至っており、拡大造林の推進に重要な役割を果たしている。

造林面積の内訳を分収契約した相手方の森林所有者別にみると、500ha未満の個人所有の森林が60%、部落慣行共有林が19%、公有林が16%、会社等の森林が4%となっており、前年度と比較すると、部落慣行共有林と大所有者、会社の森林が増加した以外はすべて減少し、特に、500ha未満の個人所有の森林での減少が目立っている（表IV-30）。

公社の事業費は年々増大して、42年度には約20億円（1公社平均6,400万円）であったものが、49年度には約170億円（1公社平均4億5,900万円）に達している。

一方、公社の事業資金は、まだ造林地が若齢で当分伐採収入が皆無に近いため、補助金、農林漁業金融公庫資金を積極的に活用しているほか、府県及び市町村からの借入金でまかなわれており、49年度におけるこれらの比率はそれぞれ25%、47%、28%となっている。

公社の出資金等の拠出状況を見ると、37公社中36公社が出資金等を有していて、その総額は50年9月現在約7億7,000万円、このうち75%を府県、17%を市町村の拠出によっており、残りは森林組合等からの拠出によっている。なお、滋賀県造林公社及び岐阜県の木曾三川水源造成公社は、それぞれ琵琶湖及び木曾三川の水源地帯の造林を目的としているところから、受益する下流地域の府県等からも出資金及び長期低利の借入金等を受けており、このような森林のもつ水資源かん養機能に着目しての下流域による費用分担は、森林造成費用負担のあり方に一つの方向性を与えるものとして注目される。

(7) 森林開発公団

森林開発公団（以下「公団」という。）は、特定地域の森林資源を開発するため、林道の開発、改良、管理等を行う目的で31年に制定された「森林開発公団法」に基づいて設立されたものである。その後36年には、公有林野等官行造林事業にかかわって、水資源かん養のための森林造成事業を行うこととなり、また、40年からは特定森林地域開発林道（スーパー林道）の開設、改良を、更に48年からは大規模林業圏開発事業として大規模林道の開設、改良を行っている。

これら公団の実施している事業のうち造林事業についてみると、公団造林は、個人や森林組合、公社等で造林することが困難な奥地水源地帯を対象として水源林の造成を行い、併せて山村地域における雇用機会の創出など地域振興にも寄与するものであり、50年3月末までの公団造林の実績は24万3,000haに達している。造林面積の推移を年度別にみると、45年度までは毎年2万haの水準を維持してきたものの、それ以降は減少傾向を示し、特に、49年度には対前年度比44%減の9,900haと大幅に落ち込んでいる。このような減少の要因についてみると、公団造林事業の進捗につれて、事業対象地の分散化、奥地化が進み、作業条件が悪化したうえに、これに賃金の上昇等が加わって事業単価が高騰したこと等があげられ、更に、49年度の場合は、総需要抑制策により公共事業予算が伸び悩んだことが大きく影響しているものと考えられる。

5 山村社会の動向

山村地域を「山村振興法」の対象地域で見ると、国土の約5割を占め、人口は我が国全体

の6%弱にすぎないが、その地域内の林野面積は、国内全林野面積の6割に達している。

これらの森林は、国産材の約6割を供給するとともに、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等、国民生活に重要な役割を果たしている。山村は、昭和30年代からの我が国経済の発展過程において若年労働力を主体とする人口の減少等の大きな変化を受けており、これを前に述べた対象地域内の人口でみても、35年に758万人であったものが、45年には589万人と2割以上の減少をみせている。

以上のような山村からの人口流出に伴って、山村における林業、農業等の産業の担い手も若年層を中心に減少を続け、林業生産活動の停滞を招く一因となるとともに、奥地山村等ではいわゆる過疎化現象によって、村落の生活共同体としての機能の維持が困難になる等の事態もみられるに至っている。

このような事態に対処し、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを通じて山村と他の地域との地域格差を是正することを目的として40年に「山村振興法」が制定され、これに基づいて49年度末までに1,194の指定市町村において農林業等の産業の生産基盤整備、近代化施設の導入、道路、水道、医療等の生活環境の整備等が進められてきた。

このような施策の成果等もあって、近年、山村における各種施設の整備が進んでおり、例えば、昭和49年度第2期山村振興計画樹立の160地域の市町村道（幹線1、2級）についてみると、総延長は49年度には41年度当時と比べて13%増加し、舗装率は12倍に達している。

このような改善をみたにもかかわらず、他地域との間の地域間格差はまだ十分解消されておらず、山村の振興を図るうえからは、今後更に各般の施策を強化していくことが必要な状況にある。

山村の発展を図るうえでの基本的な課題は、山村地域の実情に即した産業の振興を図ることであり、林業もこの一環として今後農業その他の産業と並んで地域振興により積極的な役割を果たしていくことが必要であって、このためには、林業においても林業生産活動の活発化が図られるとともに、この担い手となる林業従事者が確保されるようにすることが重要である。これに関連して、農林省「農家就業動向調査」により、中学、高校、大学等の新卒者で新たに農業に就業したものの動きをみると、50年4月においては新卒者のなかでの農業就業者は、わずか1万人にすぎず、10年前の約6分の1に減少しており、農山村における後継者の確保が近年ますます切実な問題となっていることを物語っている。

この一方、近年の農山村をめぐる動きとして注目されることは、経済情勢の変化のなかで、農山村からの人口流出が鈍化するきざしがうかがわれることである。すなわち 50 年の国勢調査によると、山村（耕地率 10%未満、林野率 80%以上、林業兼業農家率 10%以上の市町村の区域）の人口動向として、45 年時点では、過去 5 年間に人口が増加したのは、17 市町村であったものが、50 年時点では 55 市町村へと増加し、過去 5 年間に人口が減少したのは 619 市町村であったものが、581 市町村へと減少している。また、農林省「農家就業動向調査」による 50 年 1~6 月の農家世帯員の動向についても、他産業への就業者が前年同期に比べて 8.4%減少しているのに対し、他産業からの離職者は 19.9%増加しており、出稼ぎに出たものは同期間に 46 万人で前年同期に比べ 26.4%の減少を示している。

こうした背景のなかで、山村地域における産業の担い手を養成確保していくことは、今後のこの地域発展上極めて重要なことであり、山村に生活の基盤を求めていこうとする人々が適切な就業の場を確保し、その生活の向上が期せられるようにしていく必要がある。以上述べてきたような山村の現状にかんがみ、50 年 3 月には「山村振興法」の期限の 10 ヶ年延長及び関連施策の充実等を内容とする同法の改正が行われたが、今後、更に農林業の振興、医療、交通、その他生活環境の整備等の施策を山村の地域的特性を十分に配慮しつつ、その充実を図って山村社会の安定的発展に努めていくことが重要である。

これとともに、山村は、そこに居住する住民の生産、生活の場であるばかりでなく、その地域の森林がもつ国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の機能によって、我が国の経済、社会の安定、発展のうに極めて重要な役割を果たしていること、更にはこれら機能が森林を管理し、活力ある森林を維持培養している山村住民の努力によって確保されていることについて、国民各層の理解が一層深まることが、今後の山村振興について所期の成果を収めていくうえでの大きな要件の一つと考えられる。

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

森林は、木材等林産物を生産するばかりでなく、洪水の防止、土砂の流出又は崩壊の防止等の国土保全、水資源のかん養、更には生活環境の保全・形成等の多様な公益的機能を有しており、これら公益的機能の発揮を通じて、国民生活に深く結びついている。

我が国では、台風や集中豪雨が多いうえに急峻で狭い国土に高密な経済社会を形成しているため、従来から自然災害が多く発生しているが、特に、近年は国土の開発に伴って、山地災害の危険が一層増大してきている。また、都市化の進展、産業の発展等に伴い、水需要

が増大する傾向にあり、都市近郊等における生活環境の保全・形成等に対する要請もまた一段と高まっている。

このような情勢に対処するためには、森林のもつ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させることが、ますます重要となっており、このため各般の施策の拡充強化が図られている。

まず、保安林については、その整備が積極的に進められ、49年3月末現在、全森林面積の28彩に当たる697万haの森林が保安林に指定され、その適正な管理に努めることにより、森林のもつ公益的機能の確保が図られてきたが、保安林の整備を一層推進するため、49年4月「保安林整備臨時措置法」の一部改正により、その有効期間が10年間延長され、これにより、第3期の保安林整備計画を逐次樹立し、今後の10年間に約100万haの保安林を新たに配備することとされている。このうち半数の50万haについては、保健保安林の配備が計画されている。これとともに、伐採の方法、規模等を定める指定施業要件についても強化する方向で整備を進めることとされている。

また、保安林を森林以外の用途に供することを目的とする保安林の解除については、従来から一定の条件においてのみ認める等極力その抑制に努めてきたが、49年10月、その運用をより厳正に行うための措置が講じられている。

以上のような保安林制度の運用とあいまって、森林のもつ公益的機能を積極的に強化拡充するため、第4次治山事業5箇年計画により、治山事業が計画的に推進されてきたが、前述のような近年における山地災害の多発化、水需要の増大及び生活環境の保全・形成の要請等に対処するための治山事業の重要性は一層高まっており、今後、(1)林地の荒廃とこれに起因する災害発生の減少、(2)水源かん養保安林の機能強化、(3)都市近郊における生活環境保全林の整備を主要課題として、治山事業の一層の推進を図ることが必要となっている。

このようななかで、49年から50年にかけて森林のもつ公益的利用がどのように進められているかをみよう。

まず、国土保全機能に関する動きをみると、主な山地災害は、49年には、2月から5月にかけて融雪災害が東北、北陸地方を中心に多発し、4月から10月にかけては、局地的な集中豪雨や梅雨前線豪雨、大型雨台風の連続的な襲来等があいついだため、林地の崩壊や土砂流出等の各種の山地災害が全国的に激甚を極め、49年の山地災害の被害額は、前年の2.7倍に当たる679億円にのぼった。

50年には、3月から5月に北海道、東北、北陸地方を中心に融雪災害が、次いで5月から9月までの間には、梅雨前線豪雨、局地的な集中豪雨、大型雨台風5号、6号の襲来等があり、このため全国的に被害が発生し、50年12月末までの山地災害の被害額は、前年を大幅に上回る997億円となっている。

以上のような災害の発生状況に対処して49年、50年には被害箇所を早期復旧と荒廃地等の拡大防止のための緊急治山事業や林地崩壊防止事業等が進められたほか、50年度に新設された小規模山地災害対策事業が実施され、更に、第4次治山事業5箇年計画に基づき、復旧治山、予防治山、地すべり防止の各事業が行われた。また、飛砂防止、防潮、防風、なだれ防止、防火等を目的とする森林の造成、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林の機能を高めるための森林の改良、整備事業等が進められる等の山地災害を防止するための諸施策が実施された。

また、近年、宅地開発等が山林に及ぶことが多くなってきたことなどに伴い、山地災害が多発する傾向にあり、その被害は住民の生命、財産等に及び規模も次第に大きなものとなりつつあるが、特に、著しく激甚な災害が発生した地域については、災害の再発を防ぎ住民の生活安定を図るため、早急に復旧整備を行うことが必要となっている。

次に、水資源のかん養機能に関する動向をみると、49年においては、前年と異なりたまたま渇水期に降雨に恵まれたこと等によって水需給は辛うじて均衡を保ち得た。しかし、産業活動の拡大、生活様式の高度化により、多くの都市地域、特に、大都市地域における水需給は、すう勢的にひっ迫の度を強めている。

このような水需給のひっ迫が予想されるなかで、多目的ダム建設等による水資源対策が積極的に推進されているが、水資源は、有限で貴重な資源であるとの認識に立って、需要面で効率的かつ合理的な水利用に努めることが必要であるとともに、森林のもつ水源かん養機能を高め、これを高度に利用していくことは従来にもまして一層重要となっている。ちなみに、林野庁が49年度に実施した「森林造成維持費用分担関係設定調査」により、利根川流域の森林の水源かん養機能についてみると、この流域には、総面積の46%に当たる77万haの森林があり、この森林への年間降水量は119億トンに達する。そして、森林への降水量のうち直接流出する量及び蒸発散する量を除き、この森林が果たす水源のかん養量、すなわち、一旦森林土壌中に浸み込んでそこから地下水となって徐々に流れ出る量は54億トンにのぼり、これは、中禅寺湖の貯水量の約5倍に相当する膨大なものである。

このように森林のもつ水源かん養機能は極めて高いが、水源かん養機能は、適切な森林産業を通じ、活力ある森林を造成してはじめて維持向上が図られるものであり、このため、現

在、森林のおかれている流域の自然的経済的社会的諸条件からみて、水資源のかん養上特に重要な森林 524 万 ha (50 年 3 月末現在) を水源かん養保安林に指定し、伐採の面積を制限する等、機能強化のための施業制限を行うとともに、水源かん養機能を高めるための保安林改良事業、水源林造成事業を推進している。

次に、森林レクリエーション利用についてみると、近年、国民所得の向上、余暇の増大、高密な経済社会の形成等に伴って、森林を対象とするレクリエーションが急激に増大している。例えば、国立公園及び国定公園の利用者をみても、49 年においては、6 億 2,000 万人を数え、44 年の利用者よりも約 3 割増加して、観このような森林の保健休養機能に対する要請の増大に対処して、近年このための森林の整備が積極的に進められている。

まず、保健保安林の指定は、49 年 4 月から開始された第 3 期保安林整備計画の最重点課題として、58 年度までに 50 万 ha を配備することを目標に推進されている。また、保健保安林の機能を高度に発揮させるため、保健休養機能と国土保全機能を併せもつ都市近郊等の森林について、森林の造成、改良を内容とする生活環境保全林整備事業が 46 年度から進められ、49 年度からは都道府県が、保健効果及び治山効果を併せもつ森林を確実に維持するため、私有林を買入れることについて助成する措置が加えられ、50 年 3 月末までに 4,400ha が整備されている。更に、保健保安林の安全かつ快適な利用を維持するため、50 年度から新たに維持管理施設の整備事業が実施されている。

次に、優れた自然景観の保護と利用を図ることを目的とした自然公園については、国立公園は 51 年 2 月末現在、面積 201 万 5,000ha (うち、森林面積約 9 割)、国定公園は 51 年 2 月末現在、面積 112 万 7,000ha (うち、森林面積約 8 割)、都道府県立自然公園は 51 年 2 月末現在、面積 203 万 4,000ha (うち、森林面積約 8 割) が指定されているほか、県有林のレクリエーション利用を目的とした県民の森等が 51 年 2 月末現在、2 万 1,000ha 設置され、森林の整備、施設の充実等が図られている。

また、国有林においては、自然探勝、登山、学術研究等の利用を目的として自然休養林の指定が行われており、50 年度においては、新たに 7 ヲ所、面積 7,300ha が指定され、51 年 2 月末現在 76 ヲ所、面積 9 万 1,000ha の自然休養林が設けられており、遊歩道の設置、展示林の設置等が行われているほか、スキー場や野営場の設置等レクリエーションを目的とした国有林野の利用の増進が図られている。

更に、50 年においては自然環境保全法に基づき原生状態にある自然を保全するため、50 年 12 月末現在東京都の南硫黄島と鹿児島県の屋久島において、1,600ha が原生自然環境保全地域に指定されるとともに、これら以外で特に自然環境を保全することが必要な地域と

して、岩手県の早池峰と鹿児島県の稲尾岳において、1,750haが自然環境保全地域として指定されているほか、県においても都道府県自然環境保全地域の指定が行われている。

また、野生鳥獣の保護繁殖のために必要な森林については、これを鳥獣保護区（50年3月末現在、260万4,000ha）に指定し、その保護が図られている。

森林の公益的機能を高めるためには、以上のような諸施策が積極的に進められるとともに、無秩序な開発によって森林の公益的機能が低下することを防止することが必要である。従来から、林野行政上、保安林については厳格な規制が行われてきたが、更に、49年10月末からは改正「森林法」の施行によって、地域森林計画の対象となっている私有林及び公有林に林地開発許可制度が実施されることとなった。この林地開発許可制度の発足以降、50年9月末までの11ヵ月間の林地開発許可制度による申請件数は2,200件、開発対象面積は2万5,000haとなっている。このうち、この期間中の許可件数は1,400件、許可面積は1万2,000haとなっており、これを開発目的別にみると、許可件数では農用地造成が全体の43%、土石採掘20%、ゴルフ場造成11%となっている。許可件数のうち大半は、洪水調節池、えん堤等の防災施設の増設、残置森林の適正な配置や森林残置率の増加を行うよう措置する等、国土保全、環境保全等の面から開発計画に修正を加えたうえ許可しており、本制度は林地の無秩序な開発を規制するうえで所期の効果を取めつつあると考えられる。

また、開発許可制度の対象外となっている国有林野においても、この制度に準じて森林に対する開発行為の適正化に努めている。

更に、森林の公益的機能を木材生産等経済的機能と調和させつつ高度に発揮させるためには、適切な森林施業が実施されることが重要である。このため、49年の「森林法」の改正により、全国森林計画は流域ごとに計画事項を明らかにし、また、計画事項として森林の土地の保全等に関する事項を追加し、更に、地域森林計画に従って適切な伐採が行われるよう伐採の届出に関する規定を整備する等の改善がなされており、森林計画制度の面からも公益的機能のより一層の発揮が図られている。

以上、森林の公益的利用について49年から50年にかけての動向を中心に述べてきたが、このような森林のもつ公益的機能を高度に発揮するためには、森林の造成、改良、維持、更には伐採の禁止、制限等の施業規制が必要であり、このためには多大の費用を必要とする。

いま、森林のもつ公益的機能の発揮のために、必要な施業制限を行うことによって受ける木材生産上の損失額について、林野庁の試算例によってみると、日光国立公園の区域内にある森林1万8,000haについては、現在、公益的機能の発揮のための厳しい施業制限のもと

に森林施業を行っているが、この施業制限によって生じている木材生産上の損失は、森林施業の制限を行わないで木材生産を行ったと仮定した場合に比べて年間 2 億円の損失額を生じるとしている。

更に、森林内には数多くの動植物が保護されているが、近年、国の天然記念物に指定されているカモシカによりスギ、ヒノキ等の造林木の若芽が食害され、49 年度の被害は 9 県の 1,200ha の面積にのぼっており、このため、林業者からカモシカの捕獲が要請されるに至っている等、林業者が被っている損失弓は極めて大きな問題となっている。

以上のように、森林の公益的機能を発揮させるために生ずる費用・損失の多くが森林所有者に帰せられており、このような費用・損失はひとり森林所有者に負担させるのではなく、受益者等においても適正な応分の負担を行うことについても検討が加えられるべきものと考えられる。なお、現在は、水源かん養機能においては、既に滋賀県造林公社及び木曾三川水源造成公社が行っている水源林造成について、その水供給機能の面で受益する下流域の地方公共団体等がこれら公社に対して出資及び長期低利の貸付等を行い、造林費の一部を負担している。

2 環境緑化

近年、都市のスプロール的拡大によって喪失した緑を回復し、また、産業公害の深刻化等によって悪化した生活環境を改善するため、国民の環境緑化に対する要請が急速に高まってきている。

このようななかで緑化活動も近年活発に行われるようになり、49 年から 50 年にかけては、従来から行われてきた都市公園や保健保安林の整備充実が進められたほか、新たに、工場緑化を義務づけた「工場立地法」の制定（48 年）に基づき、工場用地の緑化が進められた。これを「工場立地法」に基づき 49 年度に届出のあった新設工場 578 工場についてみると、総工場敷地面積の約 3 割に当たる 800ha の敷地が緑地として残置又は造成されている。また、48 年の「港湾法」の改正によって港湾施設に緑地を設ける動きもみられている。

このように近年の都市及びその周辺部の緑化は、公園の緑化から、生活環境の改善のための森林造成まで、その目的や対象地が多様化しており、こうしたなかで緑化を円滑に推進していくためには、より高度な技術の開発、改良、普及、緑化用樹木の需給の安定を図ること等が必要となっている。また、きめ細かな緑化を進めるに当たっては、地域の自然的条件に適した樹木の確保と緑化技術の適用が不可欠であり、更に緑化用樹木の需要者、生産者、緑化事業の施工者等に対する緑化技術の指導や、緑化用樹木の需給情報の収集及び提供等が

重要となっていることから、48年に設立された(財団法人)「日本緑化センター」が、これらの活動を積極的に行っているほか、50年からは新たに地域に密着した緑化技術、及び緑化用樹木の需給に関する指導等を行うための都道府県緑化推進施設の整備が行われている。

次に、緑化用樹木の需要動向をみると、48年には、産業活動の活発化等を背景として需要は急激に増大し、一部の樹種には供給不足の状況がみられたが、49年に入ると、総需要抑制策によって、緑化用樹木の主要な需要分野である道路建設や公園整備等の、公共投資の抑制、建設活動の減退等がみられることから緑化用樹木の需要は減退の方向にあると考えられ、50年においてもほぼ同様の状況にある。

一方、緑化用樹木の生産動向を49年日本緑化センター「緑化樹木の生産状況調査」によってみると、49年9月末現在において、緑化用樹木の生産者が保有する栽培本数は9億6,000万本で、48年12月末現在時点と比べて28%増となっており、同期間に栽培面積は18%の増となっている。

また、同期間内における栽培本数の推移を樹種別にみると(表V-1)、ツツジ類、ツゲ類等の低木性樹木の生産に比べて、ツバキ類、カシ類、カエデ類、カイヅカイブキ、クロマツ等の高・中木性樹木の栽培本数の伸びが大きく、また、このなかではモチノキ類、クスノキ等の常緑広葉樹が51%増と大きな伸びを示している。このことは、近年の高・中木性樹木の需要が多い公共用緑化用樹木需要の増大に対応して常緑広葉樹中心の高・中木性樹木を主力として生産の増大が図られてきたことを物語っている。

次に、生産量を地域別にみると、九州の生産が極めて大きく、栽培本数の43%を占め、次いで関東の17%、東海の14%、近畿の9%となっており、これらの4地域で全国の栽培本数の84%を占めている。このようにこれらの地域の生産量が多いのは、これらの地域が福岡県の田主丸町、埼玉県のカイバ市安行、愛知県の稲沢市等、古くからの植木、庭木の主産地を有していることによるものである。

緑化用樹木の生産者数及び生産規模についてみると(表V-2)、生産者総数は49年9月末現在5万9,900戸で48年12月末に比べて16%増加した。これを経営主体別にみると、農家、林家等個人生産者が総数の94%を占めて圧倒的に多い。また、これらの生産者の生産規模を栽培面積によってみると、零細なものが圧倒的に多く、全生産者の67%までが20アール未満であり、100アール以上のものは全体の5%にすぎない。特に、生産者の大部分を占める農家・林家については、1戸当たりの平均栽培面積は24アールで、会社や組合等に比べて著しく小規模となっている。

以上のような需要の減退及び供給の増加の結果、49年における緑化用樹木の需給状況は緩和に向かい、このため需要の先行き増大見込みから生産量の増加に努めてきた生産者、特に、零細な農家・林家に大きな影響をもたらすこととなった。今後の緑化用樹木の需要見通しをみると、すう勢的には増加するものと見込まれているが、今後、緑化用樹木の需給安定のためには需要の見通しを策定するとともに、需給に関する情報活動の充実を図り、更に、供給面においても市場調査に基づく長期的見通しに立った生産計画の策定に努め、計画的かつ円滑な供給ができるような体制を早急に整備していくことが必要と考えられる。

む す び

我が国の森林・林業は、木材等の林産物の供給をはじめとして、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成等の機能を通じ、我が国経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたが、今日、林業をとりまく環境条件は、一般経済における戦後最大の不況の進行とその回復の遅れ、木材需要の減少、木材価格の下落・低迷、木材関連産業の不況等、まことに厳しいものがある。経済の基調が高度成長から安定成長へと転換しつつあるなかで、林業あるいは木材関連産業の事業者がこれらの事態に適切に対処していくためには、今後、その体質の強化により積極的に取り組んでいくことが必要であり、林業政策のうえでもこれを助長する施策の充実を図っていくことが重要となっている。

以下、このようななかでの林業をめぐる動きを追ってみると、49年には、一般経済の不況下における住宅建設着工量の大幅な減少等により、木材需要は、製材用、合板用を中心に前年より大幅に減退し、木材価格の下落・低迷が続くなかで、国産材の供給量は前年より7%減少し、外材供給量も前年を2%強下回るという過去10数年来みられなかった動きを示している。50年には、この減少の度合は更に深まり、総需要量は、前年を大幅に下回るものと見込まれている。

このような木材需要の減退のもとで、木材関連企業は、倒産件数の増大にもうかがわれるとおり、企業採算の悪化等の困難な事態に直面しており、加えて、高度経済成長下にみられたような木材需要の急速な増大は今後期し難いこと、我が国への木材輸出国が、自国内の雇用機会の増大、木材関連産業の育成等を図る立場から、丸太輸出から木材製品輸出への転換を図ろうとしていること等厳しい状況のもとにおかれており、それぞれの業種における構造改善の推進、加工度の向上による付加価値の増大等に努めていくことが要請されている。これとともに、特に、国産材の加工を行う製材業においては、在来工法の戸建て住宅需要等を背景とし、かつ、住宅生産の近代化のすう勢に対応しつつ国産材の特質を生かした製品生産の増大、需要の開拓等を通じ、経営の安定・発展を図っていくことが重要であり、国内林業振興の立場からも、このような動きが進展することが強く期待されている。

また、木材の輸入については、今後なお長期にわたり、海外資源に多くを依存しなければならない我が国としては、国際協調を基本として、木材輸出国の木材需給動向、環境保全及び森林資源の整備の要請等に配慮した秩序ある輸入に努めていくことが重要となっている。

次に、林業経営の動向をみると、戦後の国内林業は、我が国経済の発展を背景に増大する木材需要にこたえて拡大造林を積極的に進め、今日では、国内の人工林面積は、目標規模の7割の約900万haに達している。しかしながら、これら戦後に造成された森林は、今日いまだ主伐期に達しておらず、保育過程にあるものが多くを占めるとともに、間伐期に達する林分が逐次増加していく段階にあり、我が国の森林は、総じていまだ資源の改良過程にあるといわなければならない。このようななかで、近年、間伐の実施が十分に行われていないこと等に示されるように、林業生産活動は停滞した動きをみせている。

森林がその機能を高度に発揮していくためには、適切な森林施業を通じて活力ある森林資源の維持培養が図られることが必要であるが、林業生産活動が今日、このように停滞した動きを示していることは、森林・林業が国民的要請にこたえてその使命を果たしていくうえにおいて問題であるばかりでなく、将来にわたって林業の担い手を確保していくうえからも憂慮されるところである。したがって、今後、農山村における産業の振興、生活環境の整備等地域の発展と住民福祉の向上を図るための諸施策とあいまって、個々の林業従事者がその自主的な意欲に基づいて、その林業生産活動をより積極化していくための施策を強化し、林業の担い手が農山村地域に定着し、確保されるよう努めていくことが必要である。

この観点から、特に着目すべきことは、林業事業者の9割を占める林家の動向である。まず、林業を主業とする林家は、今日なお少ないが、近年、その数は増加しつつある。これら林家は、地域内での林業技術の向上、新たな経営方法の導入等についての先駆者的役割を担っており、地域の林業生産活動がその存在によって力づけられているところも大きく、今後、地域における林業経営意欲の高揚、あるいは林業生産活動の活発化を図る立場から、これらの先駆的動きをより適切に活用していくことが重要である。林業主業林家の課題は、より合理的な生産方式及び経営方法の導入、林業労働力の安定的確保等を図ることであり、施策の面からもこれらを助長していくことが重要である。

次に、林家のなかで農業を主業とするものは、戸数、山林面積のいずれにおいても、全体の約5割を占め、林業の担い手として大きな役割を果たしており、その資源の内容においては、現状では幼齢林が多いものの、将来、主伐可能な森林が増大することに伴って、林業生産活動がより活発化することが期待されている林家である。これら林家については、今後の林業施策の展開に当たって、農業と林業との適切な組合せに十分配慮しつつ、その経営の

発展を図り、これら林家が農山村に定着し、林業の担い手として一層積極的な役割を果たすよう誘導していく必要がある。

以上のほか、役職・職員勤務、賃労働、自営業等の農林業以外の部門を主業とする林家は、その主業の態様に応じて林業経営への取組み方も多様であるが、その林業生産活動は、林業主業林家はもとより、農業主業林家に比較しても不活発であり、今後、それぞれの特色に応じてこれら林家が林業経営の場により積極的に参加し得るようその条件を整備していくことが必要である。

以上のような林業経営の動向に対処しその健全な発展を図っていくためには、林業に従事する者にとって林業を魅力あるものとするための各種の条件を整備していくことが重要である。このため、造林、林道等生産基盤の整備、林業構造改善事業、林産物の流通加工の合理化等各般にわたる施策を推進しているところであるが、今後、これらの施策の一層の充実を図るとともに、特に、林業従事者の養成・確保、森林施業の計画化、林業普及指導活動の強化、森林組合の事業活動の拡充、林業金融の充実等、個々の林業経営による林業生産活動とより密接な関連をもつ施策については、これらがそれぞれの林業経営の特質に即して、経営の改善により効果的に結びつくよう、きめ細かな配慮のもとに施策の推進・充実に努めていくことが必要と考えられる。

今日、我が国経済の基調は、長期にわたる高度成長を経て安定成長へと向かいつつあり、国民生活の安定と福祉の向上が重視されるとともに、経済活動の面からは、産業間、地域間の均衡ある発展がより重視される方向にあるが、このようななかで、林業は森林のもつ多角的機能の高度発揮を通じて、国民生活の安定・向上に寄与し、また、農山村における有力な地元産業として地域住民の福祉に貢献するものとして国民のこれに対する期待は一層高まるものと考えられ、今後このような林業の役割を適切に果たしていくためには、長期的な視点に立って林業振興の諸施策を更に充実していくことが必要となっている。